

令和6年度 和光市男女共同参画年次報告書（案）

令和7年 月

目 次

1	和光市の概況	1
(1)	人口・世帯	1
(2)	人口動態	3
(3)	結婚・離婚	4
(4)	教育	5
ア	小・中学校の状況	5
イ	中学校卒業後の進路状況	6
ウ	教育委員会の状況	7
(5)	ドメスティック・バイオレンス（DV）	8
(6)	女性相談	10
(7)	男女共同参画苦情申立て	11
(8)	ひとり親家庭制度及び生活保護の状況	11
(9)	女性の就労状況	13
(10)	保育園の状況	15
(11)	健康・福祉	16
(12)	社会参画	19
(13)	市職員の状況	24
ア	市職員の構成	24
イ	市職員における子育て等制度の利用状況	27
2	第4次和光市行動計画男女共同参画わこうプランの取組状況	29
(1)	プラン施策体系	29
(2)	指標の進捗状況	31
(3)	事業の実施状況評価	32

資 料

体系別事業の実施状況	34
------------	----

1 和光市の概況

図表の時点、期間については次のとおりです。

…年＝暦年（1月から12月まで）

…年度＝会計年度（4月から翌年3月まで）

…年…月/…年…月…日＝記載した期日を現在日とします。

（1）人口・世帯

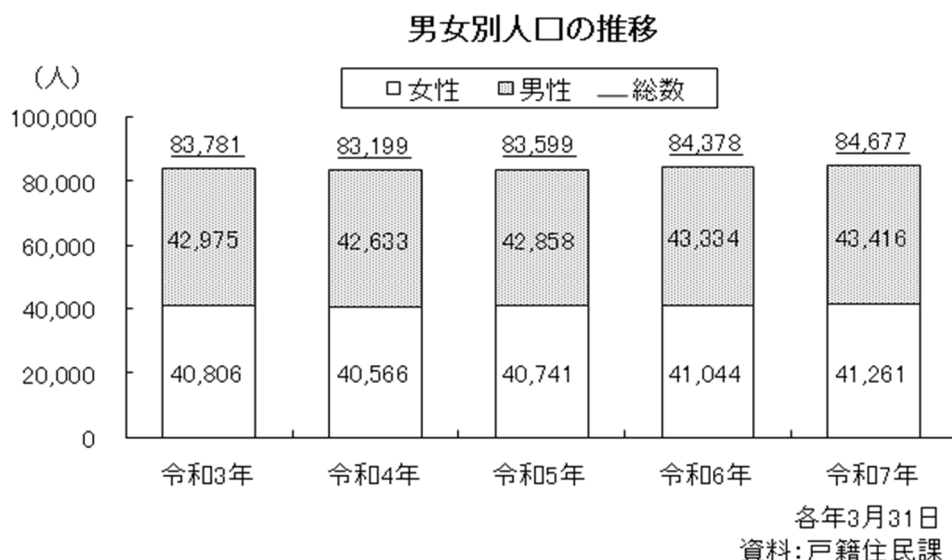
和光市の人口は、令和5年以降は増加傾向となっています。人口に占める男女の比率はほぼ変化ありません。【※図表1】

年齢3区分別では、15歳未満は減少傾向にあり、15～64歳及び65歳以上は増加傾向となっています。【※図表2】

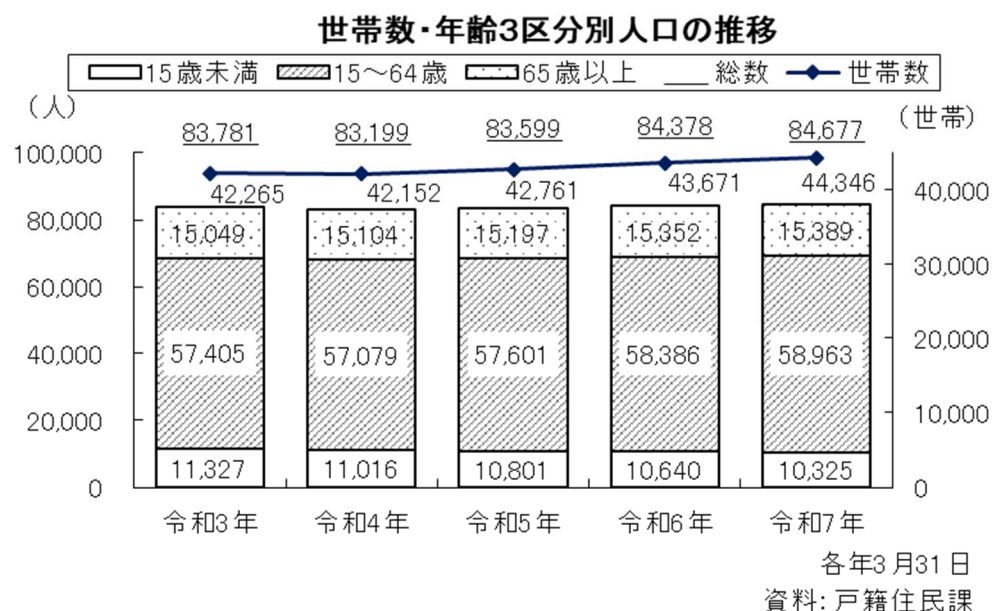
和光市の令和7年3月31日現在の年代別男女別人口を人口ピラミッドに表すと、「星型」となっており、20歳未満と60歳以上の人口が少なく、20～59歳の人口が多い都市型であることがわかります。【※図表3】

また、和光市の外国人住民数は、和光市の人口の約3.6%となっています。【※図表4】

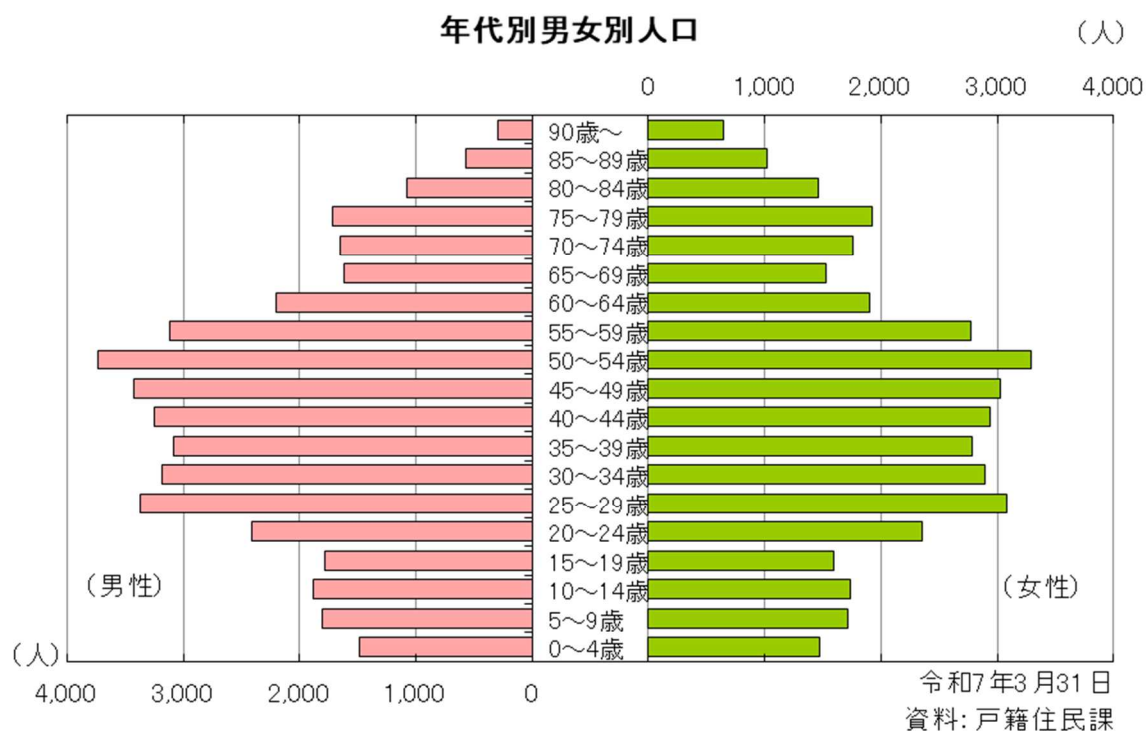
【図表1】



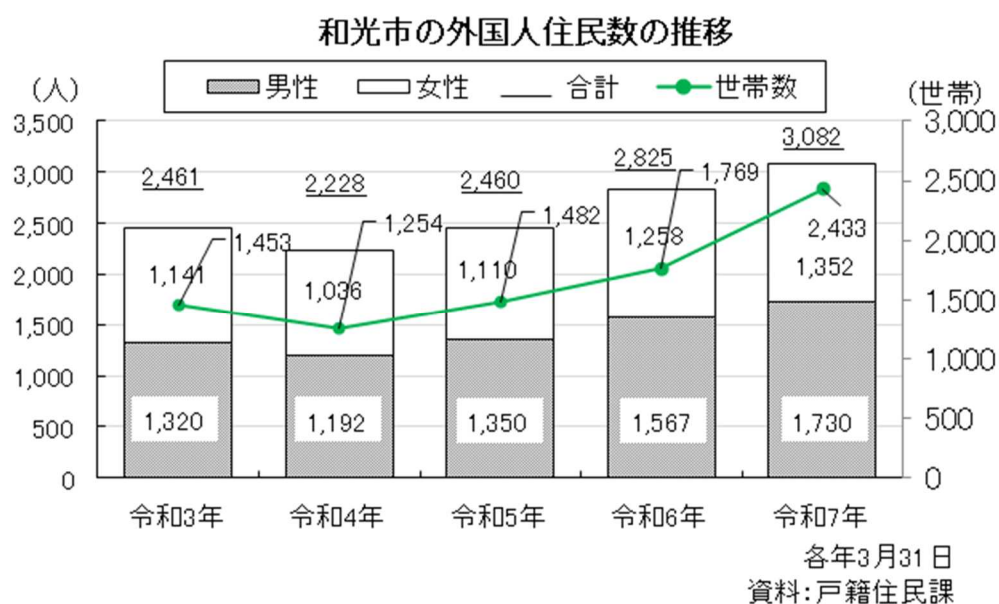
【図表2】



【図表3】



【図表4】



(2) 人口動態

和光市の出生数は、減少傾向にあり、合計特殊出生率（※注1）も、全国及び埼玉県を下回っています。【※図表5】

和光市の人口動態（※注2）の原因のうち、令和3年度から令和5年度までは転入・転出による社会動態増減は増加傾向にありましたが、令和6年度は転入・転出による社会動態増減が減少しました。また、出生・死亡による自然動態増減は、減少傾向にあります。【※図表6】

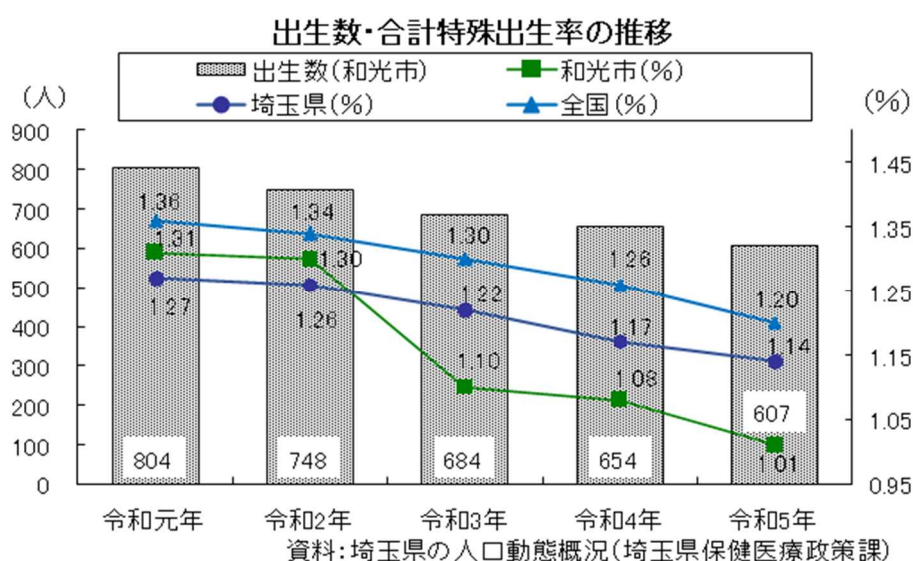
※注1 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

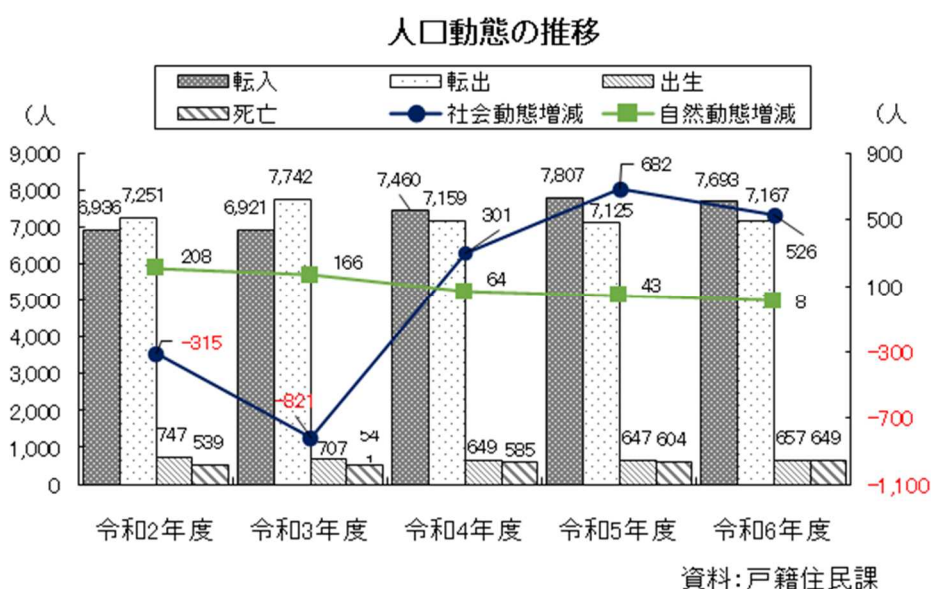
※注2 人口動態

ある一定期間中における人口の変動のことです。出生、死亡、流入、流出などがその要因で、自然増加は出生数と死亡数の差、社会増加は流入（転入）数と流出（転出）数の差を指します。

【図表5】



【図表6】



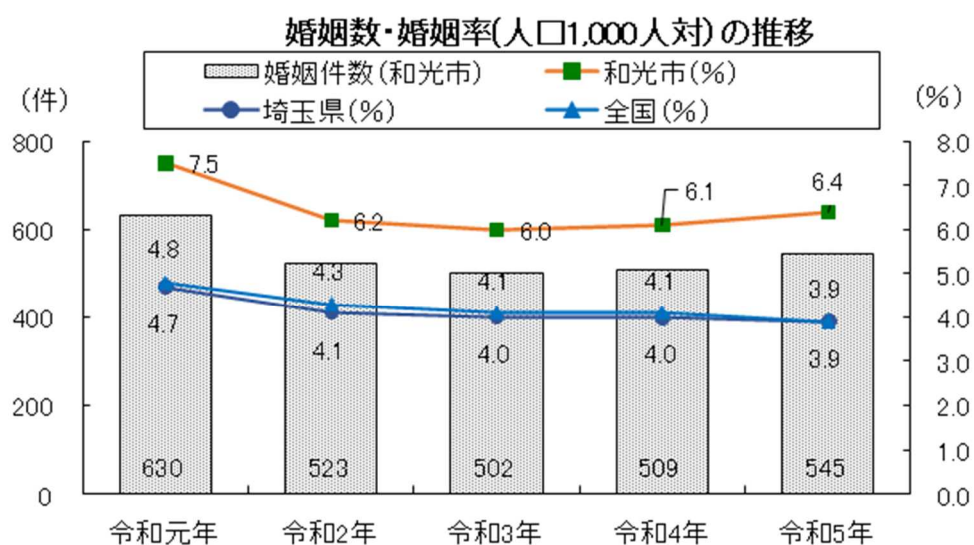
(3) 結婚・離婚

和光市の婚姻率は、過去5年間を通して埼玉県及び全国の上回っている状態が続いています。

【※図表7】

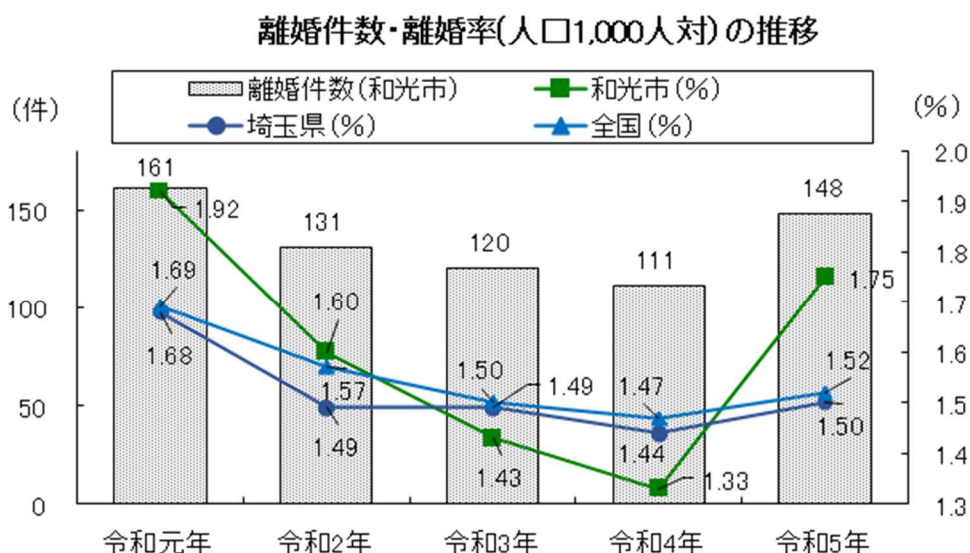
また、離婚率は、令和2年以降、減少していましたが、令和5年には埼玉県及び全国を上回っております。【※図表8】

【図表7】



資料:埼玉県の人口動態概況(埼玉県保健医療政策課)

【図表8】



資料:埼玉県の人口動態概況(埼玉県保健医療政策課)

(4) 教育

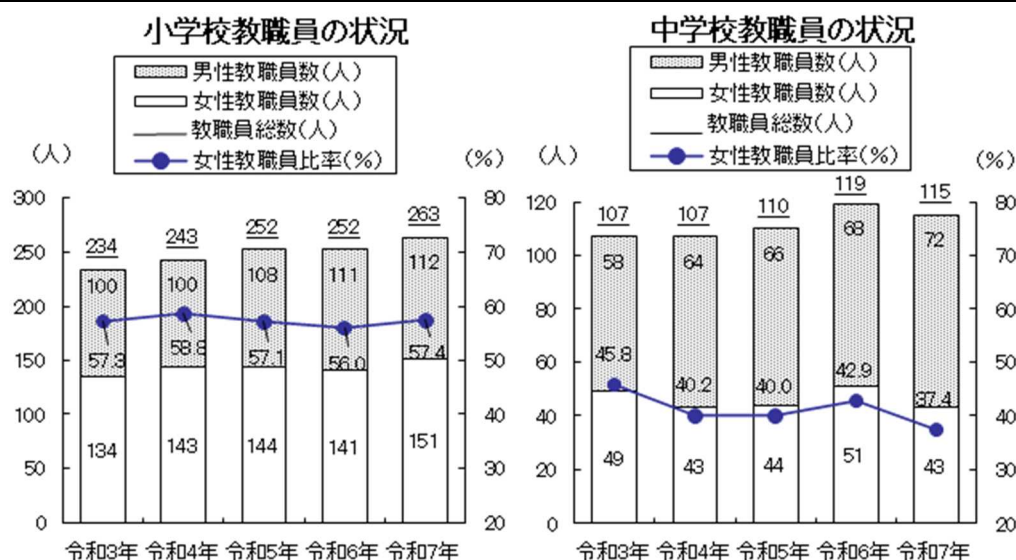
ア 小・中学校の状況

女性教職員比率は、小学校では50%を超えています、中学校では、50%を下回っています。

【※図表9】

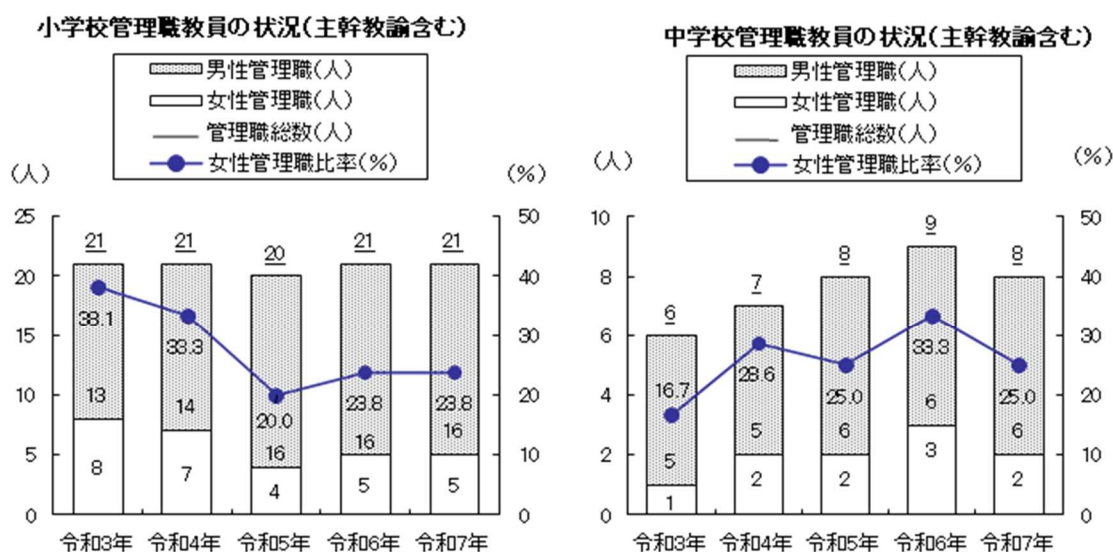
管理職教員の状況は、小学校では、女性管理職の割合は30%から40%だったところ、令和5年以降は20%台となっています。中学校では、令和4年以降30%前後を推移しています。【※図表10】また、全国でみると、令和6年度の教員に占める女性の割合は、小学校で62.6%、中学校で44.8%となっています。管理職教員に占める女性の割合は、小学校で校長が28.2%、教頭・副校長が32.9%、中学校で校長が12.3%、教頭・副校長が20.3%となっており、教育段階が上がるにつれ管理職教員に占める女性の割合は低くなっています。【※図表11】

【図表9】



各年4月1日
資料:学校教育課

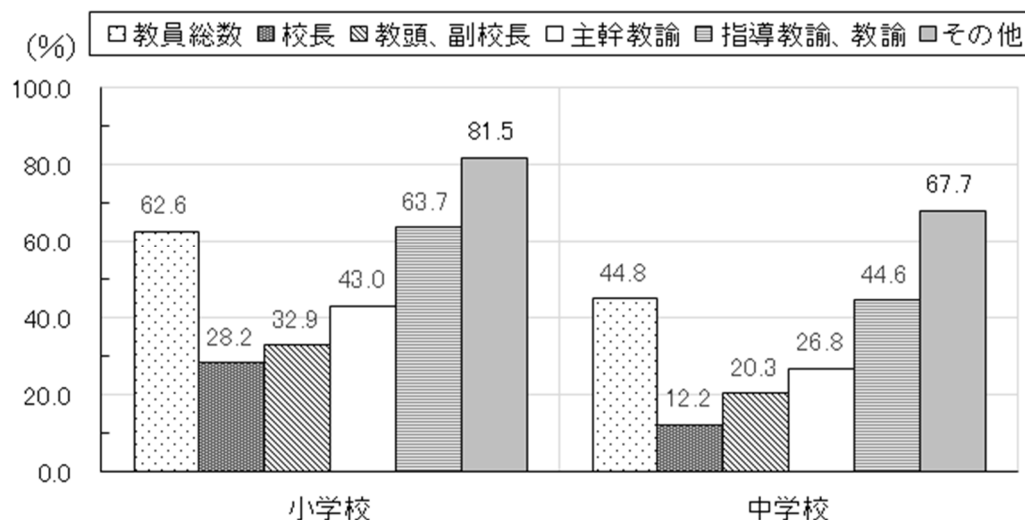
【図表10】



各年4月1日
資料:学校教育課

【図表 11】

本務教員総数に占める女性の割合(教育段階別令和6年度)



資料: 令和7年版男女共同参画白書(内閣府男女共同参画局)

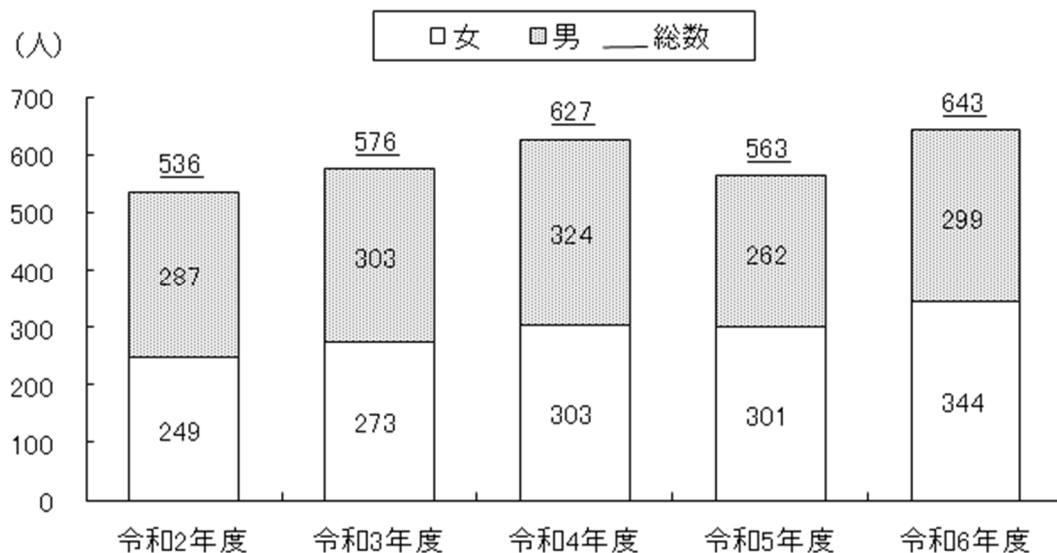
イ 中学校卒業後の進路状況

和光市の中学校卒業者に占める男女の比率は、ほぼ変化はありません。【※図表 12】

中学校卒業後の進路については、男子・女子ともに多くの生徒が県内の全日制公立高等学校へ進学しています。【※図表 13】

【図表 12】

中学校卒業生数の推移



資料: 学校教育課

【図表 13】

中学校等卒業後の進路状況

(人)

					令和4年度		令和5年度		令和6年度		
					男	女	男	女	男	女	
進学者	高等学校等	全日制	県内	国立	2	2	0	2	3	2	
				公立	146	149	129	129	145	151	
				私立	73	65	76	77	96	47	
				計	221	216	205	208	244	200	
			県外	国立	2	2	0	1	1	0	
				公立	3	1	1	1	2	3	
				私立	68	57	64	57	58	56	
				計	73	60	65	59	62	59	
			計	294	276	270	267	306	259		
		定時制				1	4	3	1	3	6
		通信制				17	16	18	20	26	29
		中等教育学校 後期課程				0	0	0	0	0	0
		高等学校別科				0	0	0	0	0	0
		高等専門学校				1	0	1	0	4	0
		特別支援学校				8	5	6	2	3	4
		合計				321	301	298	290	342	298
高等 以外 学校	専修学校等(注1)				0	2	0	1	0	0	
	就職者				0	0	0	0	1	0	
	その他(注2)				3	0	3	3	1	1	
	合計				3	2	3	4	2	1	
計					324	303	301	294	344	299	

資料:学校教育課

(注1) 専修学校、各種学校、公共職業能力開発施設等

(注2) 進学希望、就職希望、海外進学、国内無認可校、一時的な仕事、家事手伝い、進路未定、不詳・死亡

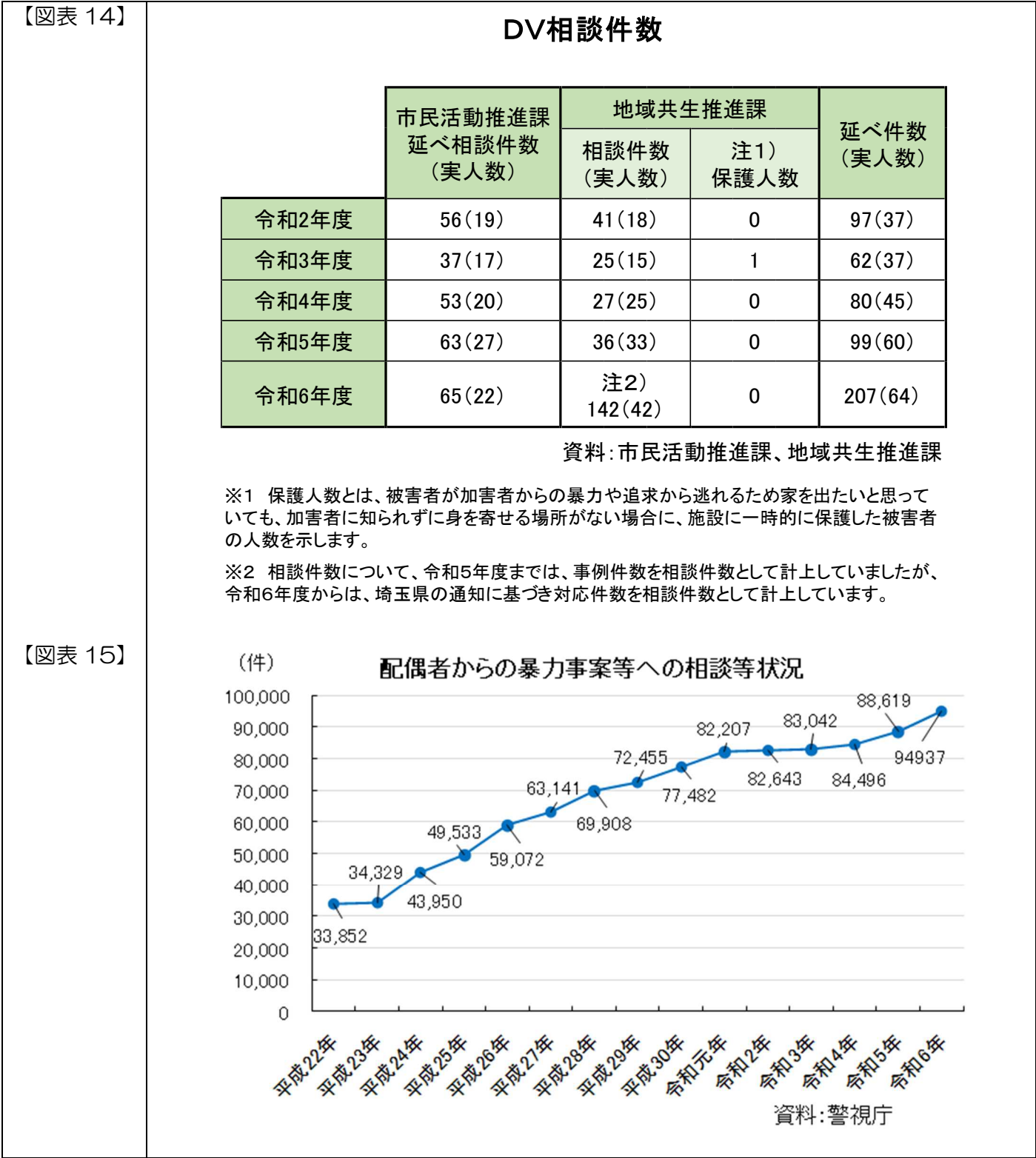
ウ 教育委員会の状況

和光市の教育委員会では、令和7年4月現在、教育長及び5人の委員のうち女性委員は2人です。

(5) ドメスティック・バイオレンス（DV）

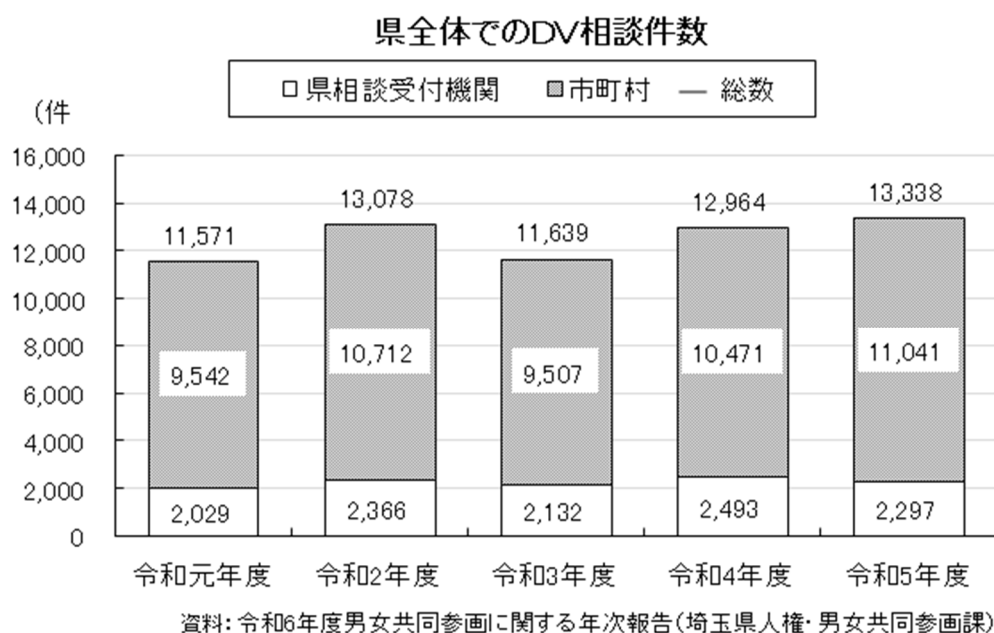
DV 相談件数について、令和4年度から増加傾向にあります。なお、令和5年度までの地域共生推進課で計上していたDV相談件数は事例件数でしたが、令和6年度からは対応件数を計上しています。【※図表 14】

警察庁による調査では、配偶者から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談受理件数は、配偶者暴力防止法の施行以来増加し続けています。【※図表 15】また、埼玉県全体のDV相談件数うちの80%程度が市町村での相談受付となっており、DV相談における市町村の役割の大きさがうかがえます。【※図表 16】



注1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数
 注2) 法改正を受け、平成16年12月2日施行以降、離婚後に引き続き暴力等を受けた事案について、平成20年1月11日施行以降、生命等に対する脅迫を受けた事案について、また、平成26年1月3日以降、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上

【図表 16】

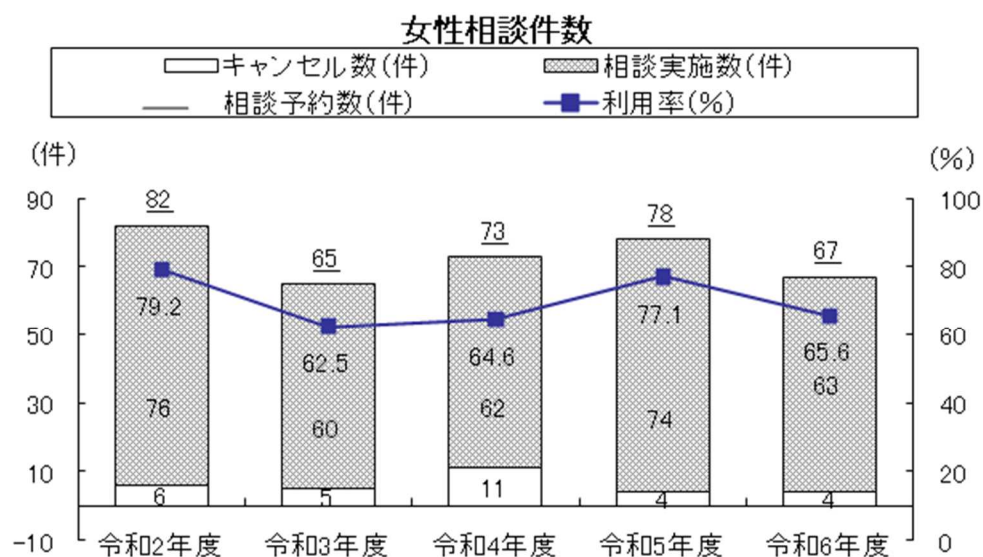


(6) 女性相談

和光市では、女性の様々な悩みに対応するため、毎月第2、4火曜日に専門の女性カウンセラーによる女性相談を開設しています。

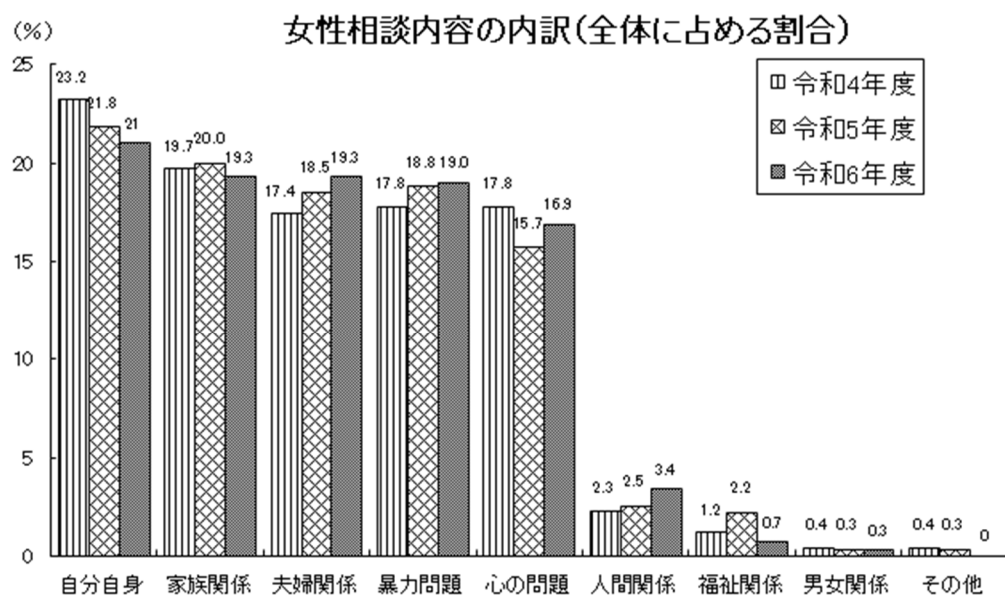
女性相談の実施件数は、令和6年度は前年度より減少し、相談内容の内訳は、「自分自身」に関すること（性格、生きがい、更年期、病気、生涯、妊娠出産、生き方等）が最も多く、次いで「家族関係」、「夫婦関係」、「暴力問題」、「心の問題」と続いています。【※図表 17、18】

【図表 17】



資料:市民活動推進課

【図表 18】



資料:市民活動推進課

(7) 男女共同参画苦情申立て

和光市では、和光市男女共同参画推進条例に基づいて、平成 17 年 4 月 1 日から男女共同参画苦情等処理の窓口を設置しています。市は、「市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策」についての苦情や、性別による差別的取扱い等、男女共同参画を阻害する人権侵害についての申立てを受けた場合、必要に応じて男女共同参画苦情等処理委員に調査を依頼し、その結果に応じて各種措置を行います。和光市の男女共同参画苦情等処理委員は、女性・男性各 1 人です。

和光市では、申立て窓口の設置以降、令和 7 年 3 月 31 日現在で苦情申立件数は 0 件となっています。

(8) ひとり親家庭制度及び生活保護の状況

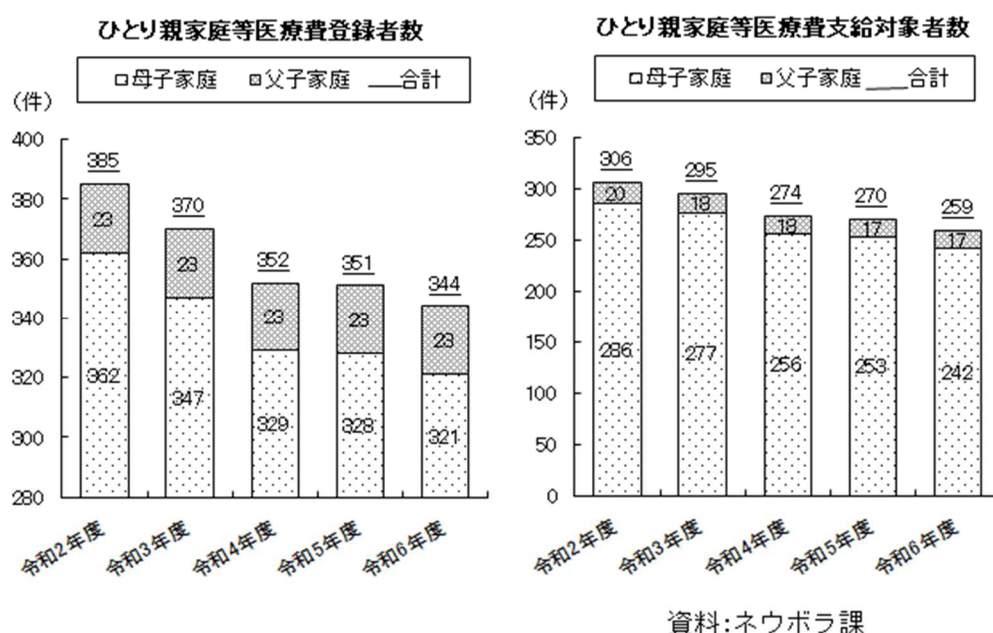
和光市のひとり親家庭等医療費助成制度の登録者数及び支給対象者数については、減少傾向にあります。【※図表 19】

児童扶養手当の支給状況の支給事由のうち最も多いのは「離婚」で、次いで「未婚」となっています。【※図表 20】

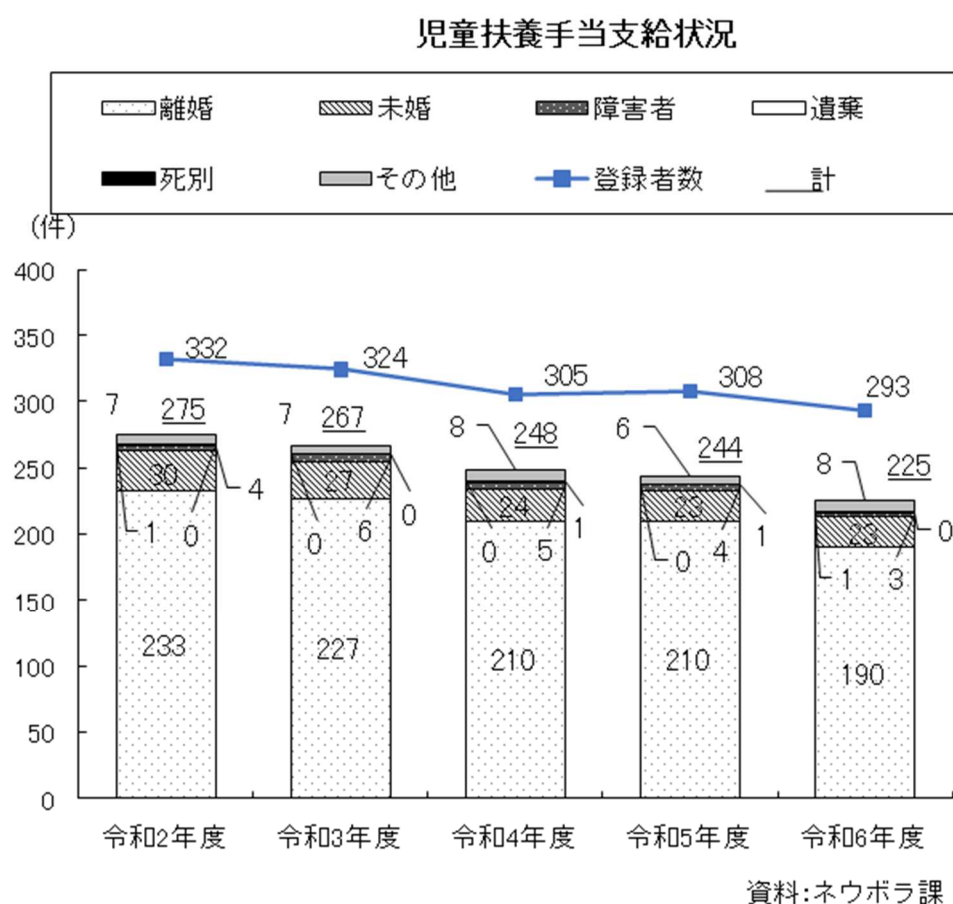
また、生活保護法による被保護世帯数は増加傾向にあり、被保護世帯のうち、母子世帯の占める割合は全体の約 3.1 %となっています。

【※図表 21、22】

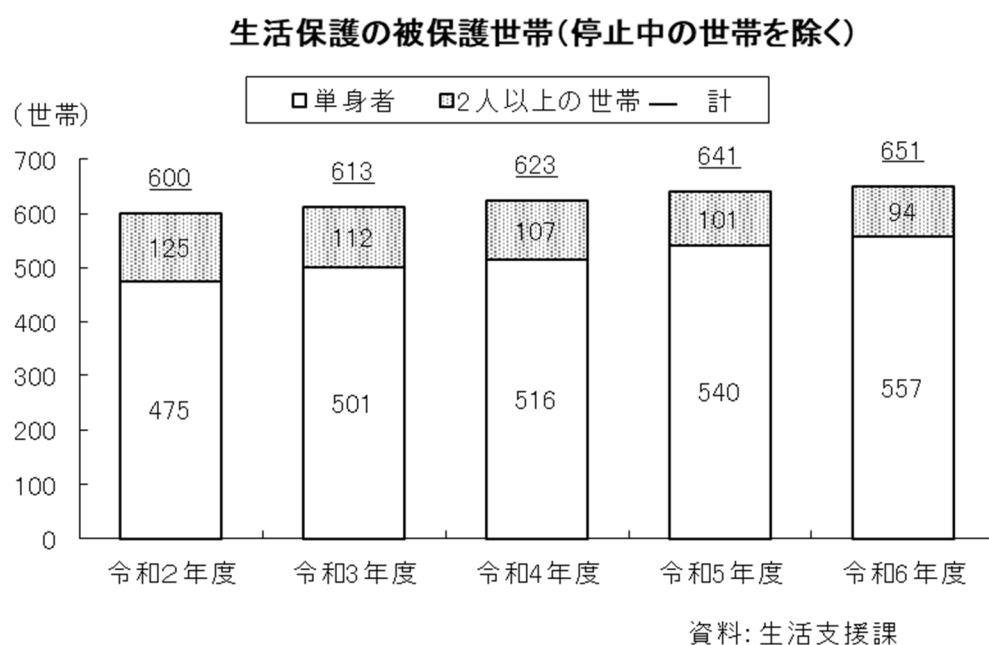
【図表 19】



【図表 20】



【図表 21】



生活保護世帯の内訳

(世帯)

【図表 22】

	単身者					2人以上							計
	高齢者	障害者	傷病者	その他	合計	高齢者	母子	父子	障害者	傷病者	その他	合計	
令和2年度	293	60	68	54	475	49	21	0	11	9	35	125	600
令和3年度	309	74	79	39	501	44	16	0	9	10	33	112	613
令和4年度	309	76	85	46	516	37	17	0	7	12	34	107	623
令和5年度	315	81	91	53	540	31	17	0	9	14	30	101	641
令和6年度	334	90	78	55	557	27	20	1	7	8	31	94	651

資料：生活支援課

(9) 女性の就労状況

日本の女性の労働力率（※注1）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという「M字カーブ」を描く傾向にありましたが、近年そのカーブは以前に比べて浅くなってきており、台形に近づいています。また、M字カーブの底となる年齢階級も上昇してきています。和光市においても同様に M 字カーブは浅くなってきています。これは、結婚・出産期に働く（又は働く意思を持つ）女性が増えてきており、また、結婚・出産期に当たる年齢階級が上昇してきていることを示しています。【※図表 23、24】

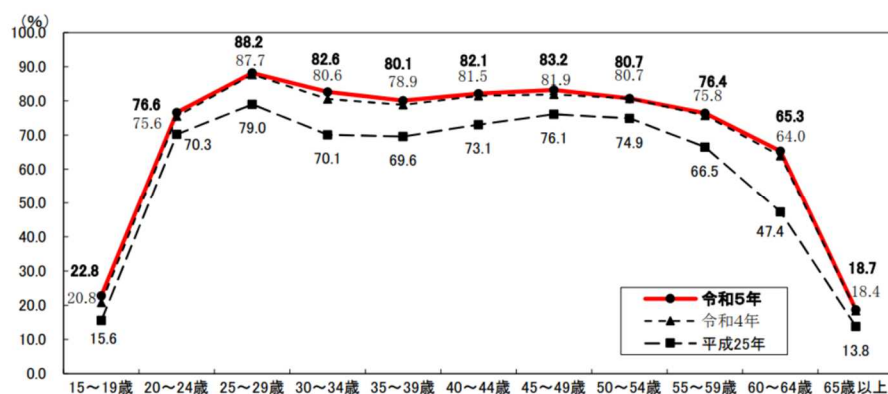
なお、女性の年齢階級別正規雇用比率では、女性の就業形態は、男性と比較すると正規雇用労働者が少なく、20 代後半から出産を契機に、女性が非正規雇用化するという「L 字カーブ」となっています。【※図表 25】

※注1 労働力率

15 歳以上の人口に占める労働力人口の割合のことです。労働力人口とは、就業者と完全失業者（仕事がなかったが、就業が可能でこれを希望し、かつ仕事を探していた又は求職活動の結果を待っている者）を合算した人数です。つまり、労働力率とは人口に占める就業意思を持つ人の割合を示します。

【図表 23】

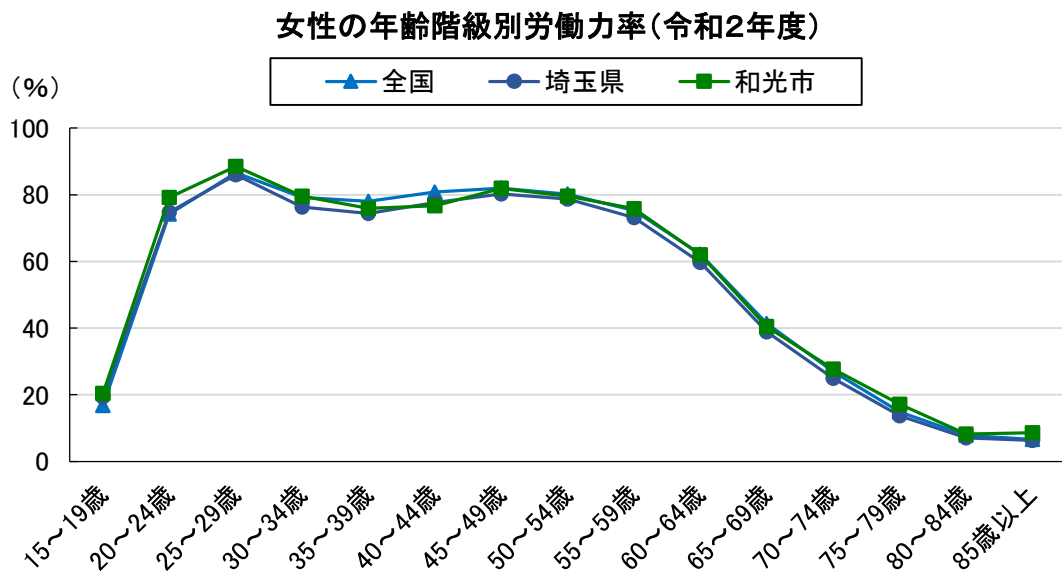
図表 1-2-2 女性の年齢階級別労働力率



資料出所：総務省「労働力調査」

資料：令和5年版働く女性の実情（厚生労働省）

【図表 24】

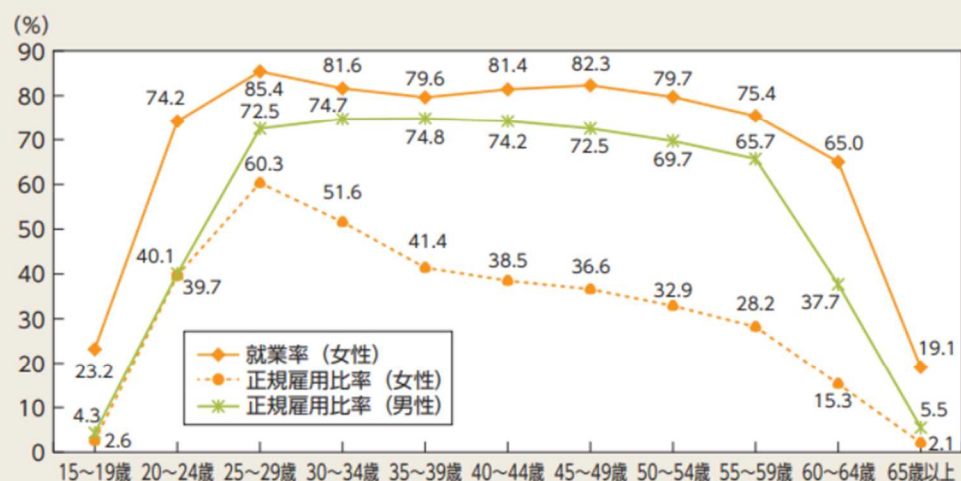


資料: 国勢調査(総務省統計局)

【図表 25】

2-2図 女性の年齢階級別正規雇用比率(令和6(2024)年)

○女性の年齢階級別正規雇用比率は25～29歳の60.3%をピークに低下(L字カーブ)。



- (備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」(令和6(2024)年)より作成。
 2. 就業率は、「就業者」/「15歳以上人口」×100。
 3. 正規雇用比率は、「正規の職員・従業員」/「15歳以上人口」×100。

資料: 令和7年版男女共同参画白書(内閣府男女共同参画局)

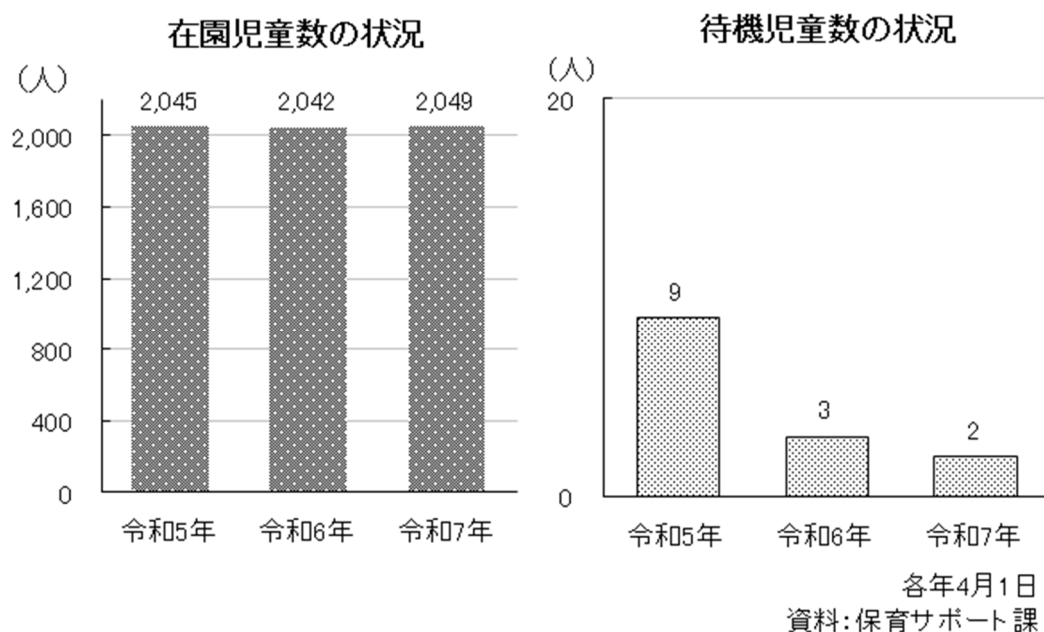
(10) 保育園の状況

和光市内の保育園は、令和2年度から開始した「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、待機児童解消に向けた基盤整備をしました。

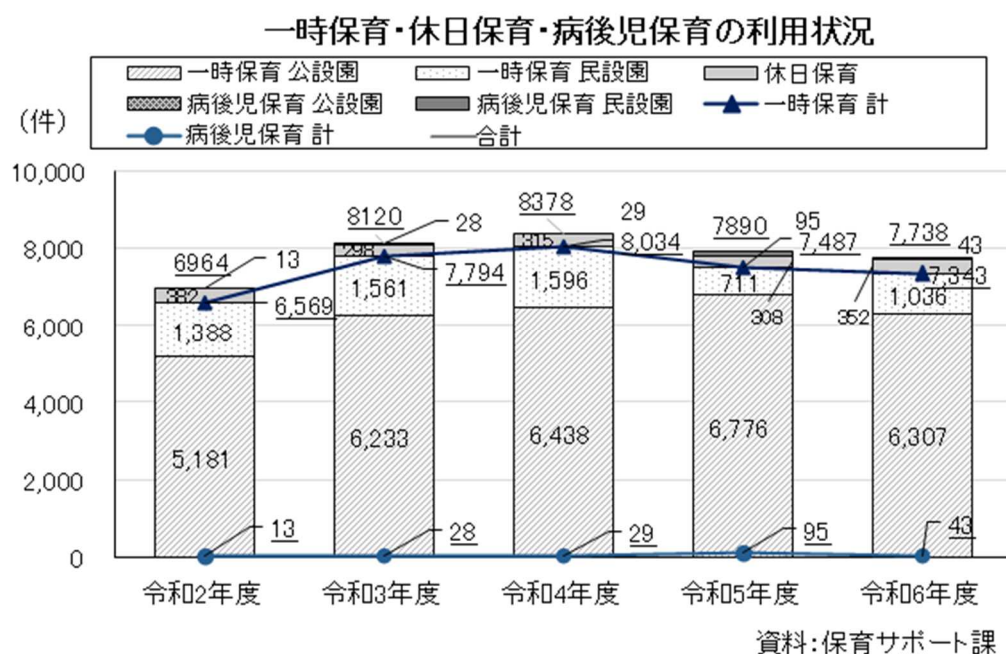
市内保育園の在園児童数は同水準で推移しており、待機児童数は解消されつつあります。【※図表26】

また、市内保育園における一時保育・休日保育・病児保育の合計利用者は令和3年度以降増加していましたが、令和5年度から減少に転じました。【※図表27】

【図表26】



【図表27】



(11) 健康・福祉

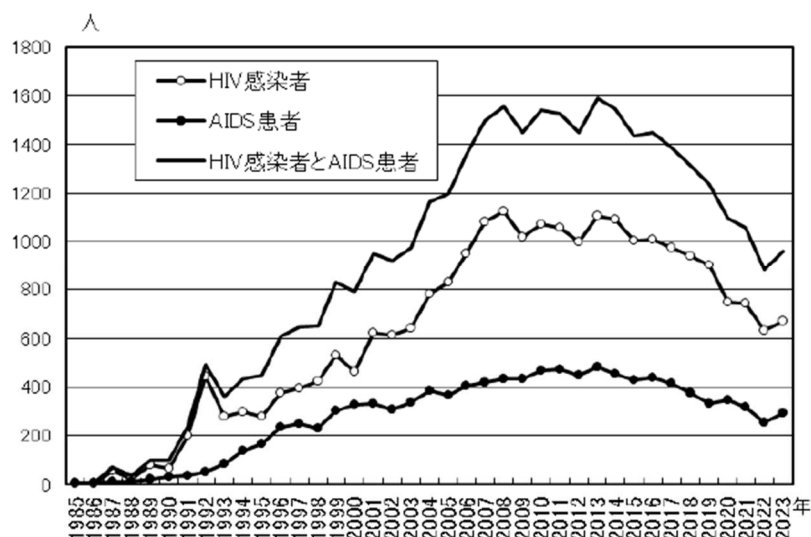
厚生労働省エイズ動向委員会によると、新規 HIV 感染者及び AIDS 患者報告数は 2013 年をピークに減少傾向となっており、年齢階級別の新規 HIV 感染者の罹患率では、20-39 歳に占める割合が高い傾向が続いています。【※図表 28】HIV 感染者及び AIDS 患者の報告地別*推移を見ますと、埼玉県は横ばい傾向が続いています。【図表 29】

*HIV/AIDS 動向調査における報告地とは、検査された医療機関や検査場所であり、感染者及び患者の在住場所ではない

【図表 28】

<未更新>

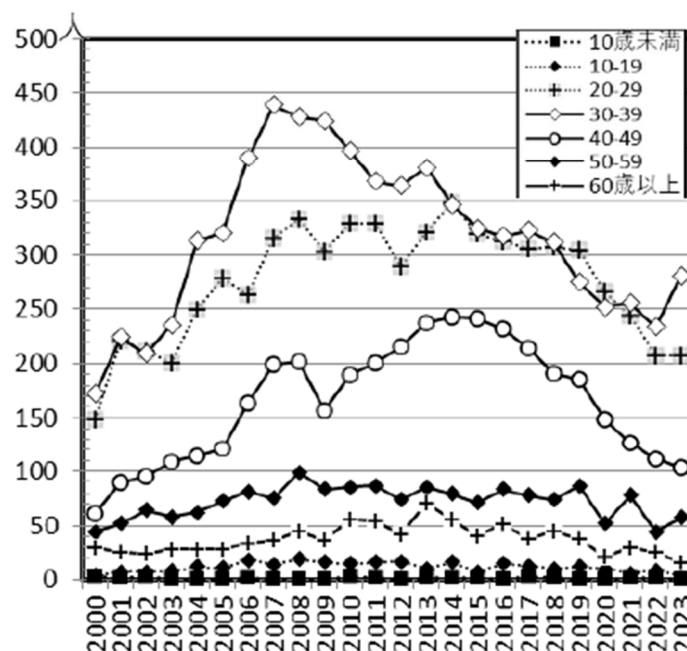
HIV感染者及びAIDS患者年間新規報告数の推移



資料:厚生労働省エイズ動向委員会

年齢階級別HIV感染者新規報告者数の推移

a. HIV 感染者

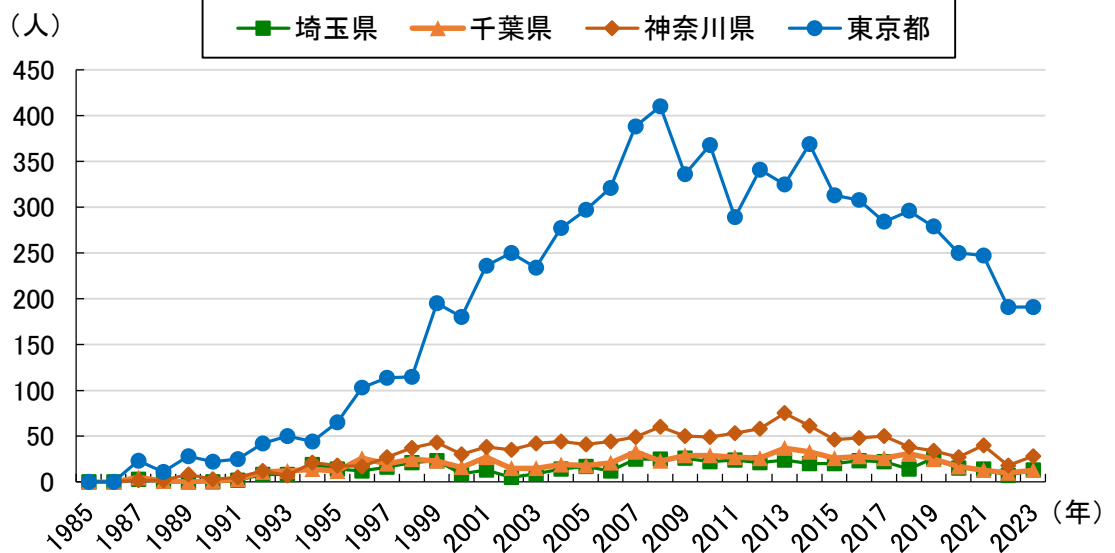


資料:厚生労働省エイズ動向委員会

【図表 29】

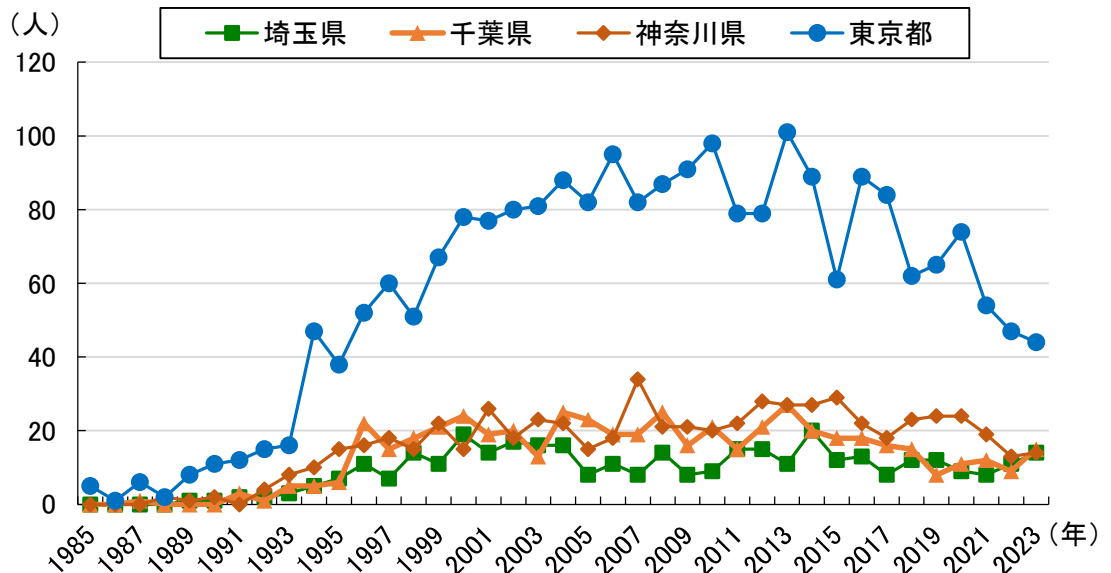
<未更新>

HIV感染者の報告地別年次推移



資料:厚生労働省エイズ動向委員会

AIDS患者の報告地別年次推移



資料:厚生労働省エイズ動向委員会

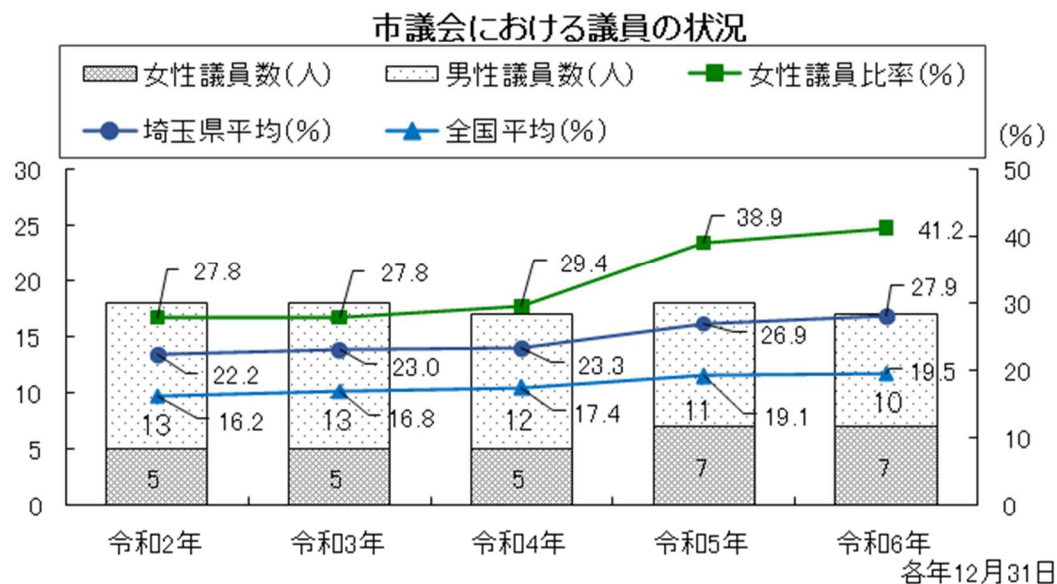
(12) 社会参画

和光市議会の議員に占める女性の割合は、埼玉県平均及び全国平均の割合を上回っている状況が続いています。【※図表 30】

内閣府の男女共同参画白書によると、地方議会における女性議員の割合は都市部で高くなっていることが読み取れます。また、すべての議会で女性議員の割合が上昇しています。【※図表 31】

また、令和6年4月1日時点で地方自治法に基づく審議会等の委員に占める女性の割合は、32.3%で、ほぼ横ばいで推移しています。【※図表 32】

【図表 30】



資料:議会事務局

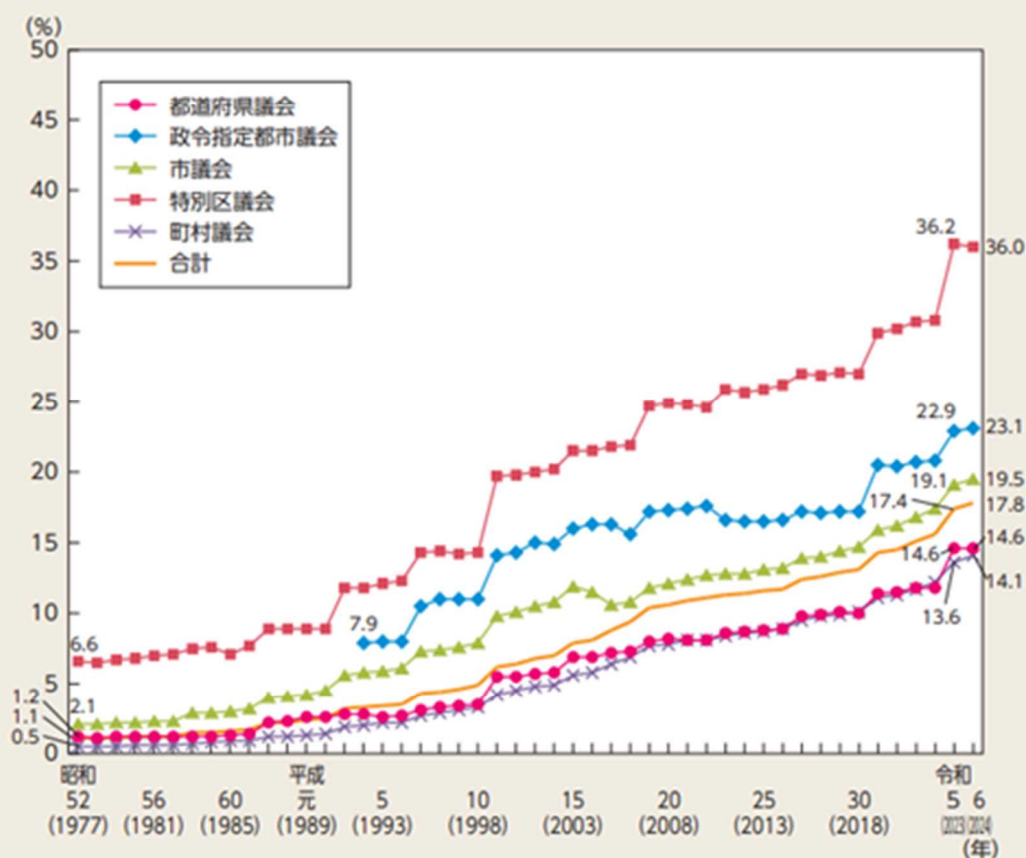
令和7年版男女共同参画白書(内閣府男女共同参画局)

地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調(総務省)

【図表 31】

1－4図 地方議会における女性議員の割合の推移

○令和6（2024）年12月末現在、女性の割合が最も高いのは、特別区議会で36.0%、次いで、政令指定都市の市議会23.1%、市議会全体19.5%、都道府県議会14.6%、町村議会14.1%となっている。



(備考) 1. 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査」(令和7(2025)年3月末時点で公表されているもの)より作成。
2. 各年12月末現在。
3. 市議会は政令指定都市議会を含む。合計は都道府県議会及び市区町村議会の合計。

資料: 令和7年版男女共同参画白書(内閣府男女共同参画局)

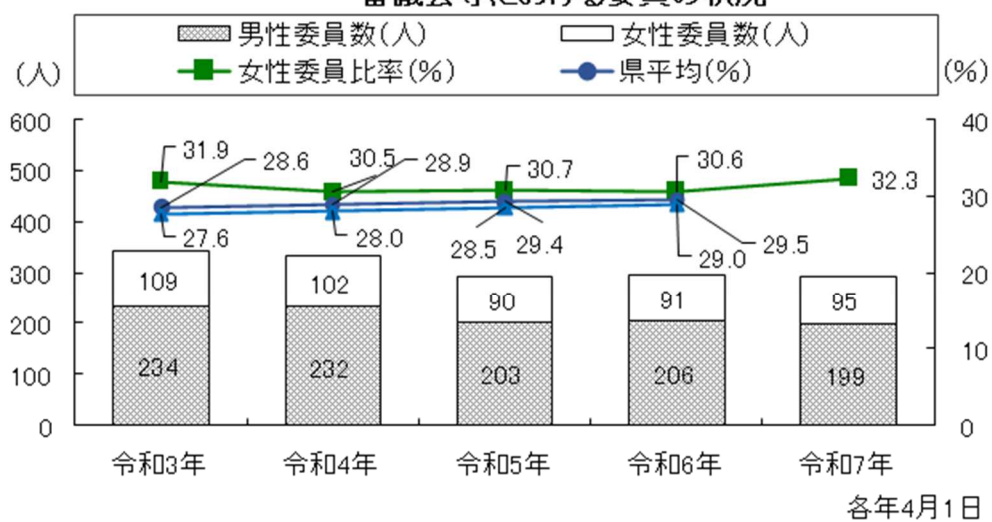
【図表 32】

和光市審議会等の状況(地方自治法第202条の3に基づく)

			令和7年4月1日現在			
審議会等名		担当課所等	委員総数	女性委員数 (人)	男性委員数 (人)	女性委員 割合(%)
1	和光市都市計画審議会	都市整備課	10	1	9	10.0
2	和光市景観審議会	都市整備課	6	1	5	16.7
3	和光市下水道事業運営審議会	企業経営課	10	3	7	30.0
4	和光市水道事業審議会	企業経営課	9	1	8	11.1
5	和光市男女共同参画推進審議会	企画人権課	10	5	5	50.0
6	和光市社会教育委員会議	生涯学習課	15	3	12	20.0
7	和光市文化財保護委員会	生涯学習課	10	1	9	10.0
8	和光市公民館運営審議会	公民館	14	9	5	64.3
9	和光市図書館協議会	図書館	10	5	5	50.0
10	和光市青少年問題協議会	スポーツ青少年課	—	—	—	—
11	和光市スポーツ推進委員会議	スポーツ青少年課	9	4	5	44.4
12	和光市介護保険運営協議会	長寿あんしん課	15	8	7	53.3
13	和光市介護認定審査会	長寿あんしん課	20	8	12	40.0
14	和光市国民健康保険運営協議会	保険年金課	15	4	11	26.7
15	ヘルスソーシャルキャピタル審議会	健康支援課	11	5	6	45.5
16	和光市子ども・子育て支援会議	子ども家庭支援課	17	13	4	76.5
17	和光市環境審議会	環境課	10	0	10	0.0
18	和光市総合振興計画審議会	企画人権課	—	—	—	—
19	和光市市民参加推進会議	企画人権課	6	3	3	50
20	和光市情報公開・個人情報保護審査会	総務課	3	1	2	33.3
21	和光市個人情報保護審議会	総務課	4	1	3	25.0
22	和光市防災会議	危機管理室	33	9	24	27.3
23	和光市国民保護協議会	危機管理室	28	3	25	10.7
24	和光市民生委員推薦会	地域共生推進課	7	3	4	42.9
25	和光市廃棄物減量等推進審議会	環境課	—	—	—	—
26	和光市開発行為等紛争調停委員会	建築課	3	1	2	33.3
27	和光市駅北口土地区画整理審議会	駅北口まちづくり事務所	9	2	7	22.2
28	和光市産業振興協議会	産業支援課	10	1	9	10.0
29	和光市特別職報酬等審議会	職員課	—	—	—	—
		計	294	95	199	32.3

資料:企画人権課

審議会等における委員の状況



資料:企画人権課

令和6年度男女共同参画に関する年次報告(埼玉県人権・男女共同参画課)

令和6年度女性の政策・方針決定参画状況調べ(内閣府男女共同参画局)

男女共同参画に関する国際的な指数として、日本は HDI（人間開発指数）（※注1）が 193 か国中 23 位、GII（ジェンダー不平等指数）（※注2）が 172 か国中 23 位、GGI（ジェンダー・ギャップ指数）（※注3）が 148 か国中 118 位となっています。

GGI については、HDI や GII に比べて著しく低くなっています。これは、健康や教育等人間開発の達成度では高い水準にあります。政治や経済における意思決定に参加する機会等において、諸外国と比べて男女間の格差が大きいことが原因です。【※図表 33】

※注1 HDI（人間開発指数、Human Development Index）

国連開発計画（UNDP）による指数で、「長寿で健康的な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」の3つの側面の達成度の複合指数のことです。具体的には平均余命、教育達成度、所得の変数から構成されています。

※注2 GII（ジェンダー不平等指数、Gender Inequality Index）

国連開発計画（UNDP）による指数で、人間開発の達成度における男女格差を示します。

※注3 GGI（ジェンダー・ギャップ指数、Gender Gap Index）

経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化し、ランク付けしたもので、各国の実際の資源や経済力のレベルではなく、それが資源や機会としてどのように男女に配分されているか、男女の格差を示します。

【図表 33】

男女共同参画に関する国際的な指数

HDI
(人間開発指数)
23位／193か国

2025年5月6日発表

順位	国名	HDI値
1	アイスランド	0.972
2	ノルウェー スイス	0.970
4	デンマーク	0.962
5	ドイツ スウェーデン	0.959
－	－	－
－	－	－
23	日本	0.925

GII
(ジェンダー不平等指数)
22位／172か国

2025年5月6日発表

順位	国名	GII値
1	デンマーク	0.003
2	ノルウェー	0.004
3	スウェーデン	0.007
4	スイス	0.010
5	オランダ	0.013
－	－	－
22	日本	0.059

GGI
(ジェンダー・ギャップ指数)
118位／148か国

2025年6月12日発表

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
4	英国	0.838
5	ニュージーランド	0.827
－	－	－
118	日本	0.666

資料：男女共同参画に関する国際的な指数（内閣府男女共同参画局）
HUMAN DEVELOPMENT REPORT 2025
Global Gender Gap Report 2025

(13) 市職員の状況

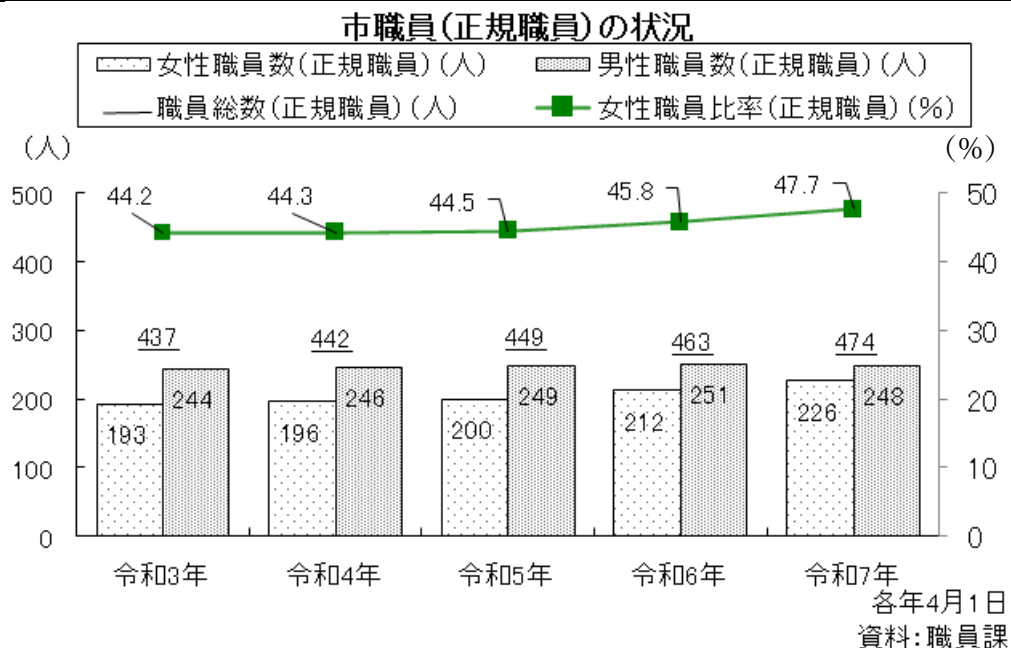
ア 市職員の構成

和光市の職員総数に係る女性職員の割合は、年々上昇し、令和7年4月1日現在は47.7%となっています。【※図表34】また、市職員のうち指導的立場(主査級以上)にいる女性職員の割合は、39.3%となっています。【※図表35】

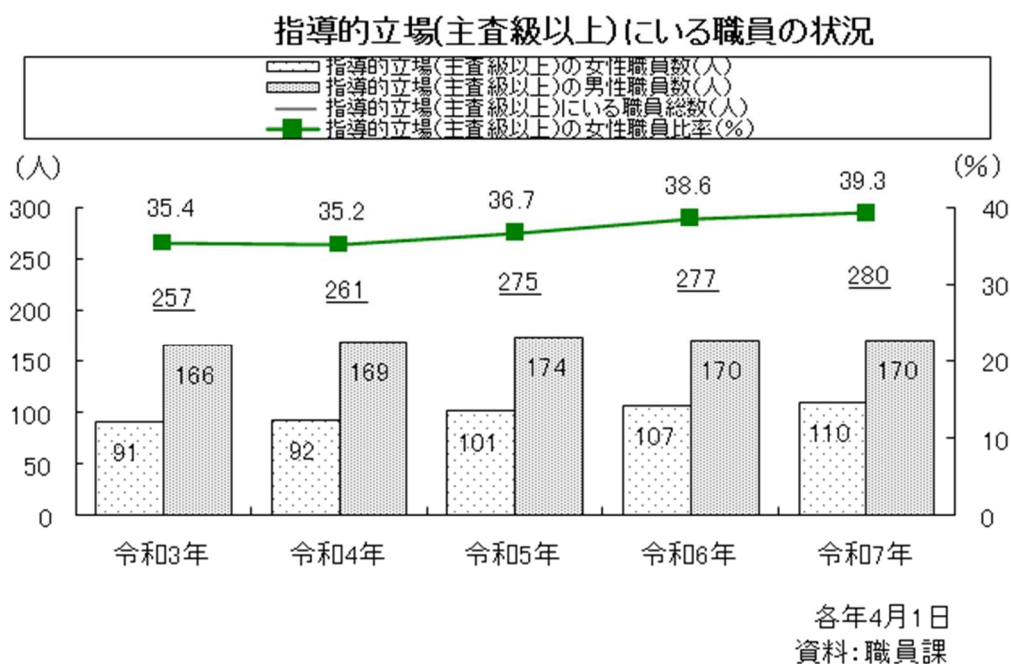
県内市町村における女性職員の割合に対して、和光市における割合は県平均を上回っています。また、同様に女性役付職員(係長級以上＝主査級以上)の割合についても、和光市における割合は県平均及び全国の市町村の係長相当職の割合を上回っています。【※図表36、37】

また、会計年度任用職員の女性職員の割合は、フルタイム職員が91.1%、パートタイム職員が80.8%となっており、いずれも女性職員の割合が高くなっています。【※図表38】

【図表34】

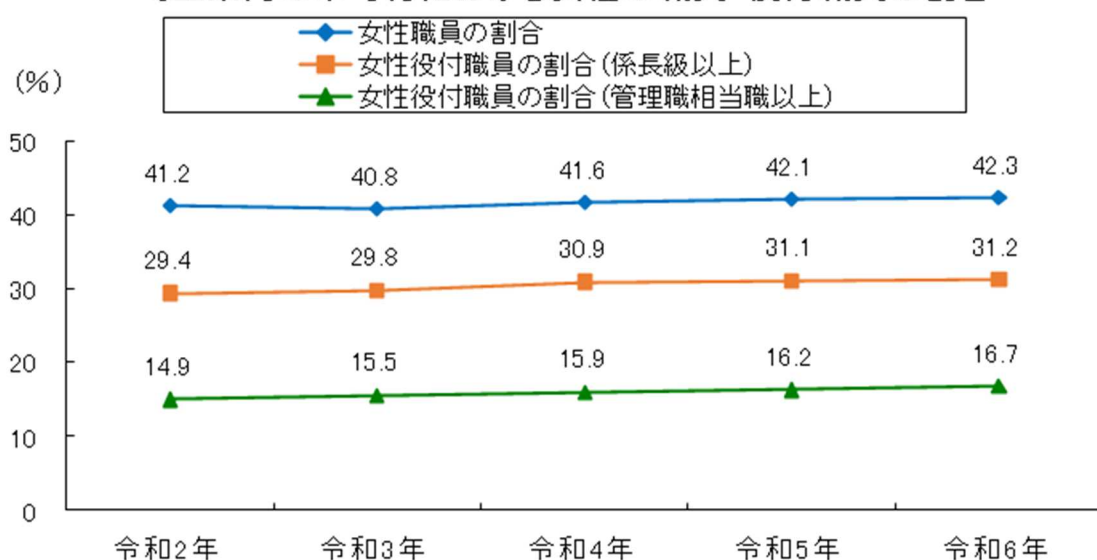


【図表35】



【図表 36】

埼玉県内の市町村における女性の職員・役付職員の割合



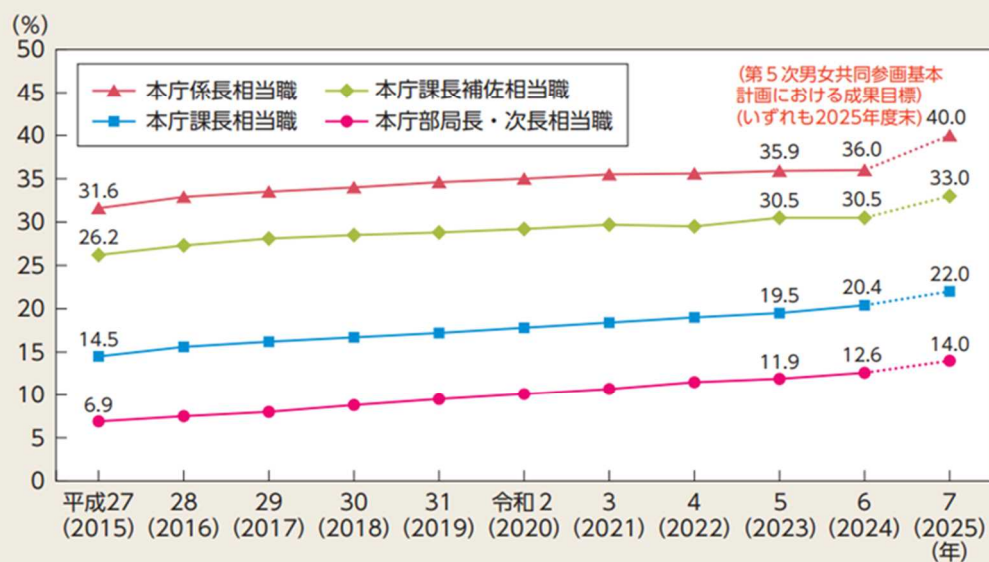
各年4月1日

資料: 令和6年度男女共同参画に関する年次報告(埼玉県人権・男女共同参画課)

【図表 37】

1-10図 市区町村職員の各役職段階に占める女性の割合の推移

○市区町村職員の各役職段階に占める女性の割合は、令和6(2024)年4月1日現在で、本庁係長相当職36.0%、本庁課長補佐相当職30.5%、本庁課長相当職20.4%、本庁部局長・次長相当職12.6%。



(備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。

2. 各年4月1日時点(一部の地方公共団体においては、異なる場合あり。)のデータとして各地方公共団体から提出のあったものを基に作成したものである。

資料: 令和7年版男女共同参画白書(内閣府男女共同参画局)

【図表 38】

市職員(会計年度任用職員)の状況

会計年度任用職員(フルタイム)

	令和7年
女性職員数	41
男性職員数	4
職員総数	45
女性職員比率	91.1%

会計年度任用職員(パートタイム)

	令和7年
女性職員数	105
男性職員数	25
職員総数	130
女性職員比率	80.8%

各年4月1日

資料:職員課

※令和7年から会計年度任用職員の集計をしています

※会計年度任用職員(フルタイム)とは、週38時間45分の勤務で、給料、地域手当、期末手当、通勤手当、退職手当等を支給されている職員のことです。

※会計年度任用職員(パートタイム)とは、週38時間45分未満の勤務で報酬(地域手当相当額等を含む)、期末手当、費用弁償(通勤代等)等を支給されている職員のことです。

イ 市職員における子育て等休暇制度の利用状況

現在、和光市役所では「子の看護等休暇」、「男性の育児参加休暇」、「育児時間休暇」、「育児休業」、「部分休業」の5つの子育て休暇制度と「介護休暇」制度を設けています。なお、「育児時間休暇」については正規職員のみとなっています。男性育児参加休暇については、正規職員9人が取得しています。また、会計年度任用職員については、フルタイム及びパートタイムのどちらも子の看護等休暇の取得実績があり、フルタイムに関しては、育児休業を1人が取得しています。【※図表 39】

令和5年度の和光市の男性の育児休業の取得率は、令和5年度に66.7%まで上昇し、国家公務員、地方公務員及び民間企業を上回りましたが、令和6年度は50.0%に留まりました。【※図表 40】

【図表 39】

市職員の子育て等休暇制度の利用状況

正規職員

単位：人

休暇・休業の種類	注1) 子の看護等休暇		注2) 男性育児参加休暇		注3) 育児時間休暇		注4) 育児休業		注5) 部分休業		注6) 介護休暇		介護を理由に退職した数	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
令和2年度	38	30	－	3	2	0	32	2	21	0	0	0	0	0
令和3年度	60	54	－	13	4	0	31	8	26	1	0	0	0	0
令和4年度	27	22	－	3	1	1	25	3	24	1	0	0	0	0
令和5年度	77	61	－	11	2	0	20	10	29	4	0	0	0	0
令和6年度	74	68	－	9	0	1	18	11	27	3	0	0	0	0

会計年度任用職員（フルタイム）

単位：人

休暇・休業の種類	注1) 子の看護等休暇		注2) 男性育児参加休暇		注4) 育児休業		注5) 部分休業		注6) 介護休暇	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
令和6年度	1	0	－	0	1	0	0	0	0	0

会計年度任用職員（パートタイム）

単位：人

休暇・休業の種類	注1) 子の看護等休暇		注2) 男性育児参加休暇		注4) 育児休業		注5) 部分休業		注6) 介護休暇	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
令和6年度	2	0	－	0	0	0	0	0	0	0

資料 職員課

※令和6年度から会計年度任用職員（フルタイム及びパートタイム）も集計しております。

※注1 子の看護等のための休暇

中学校就学前の子が、負傷又は疾病にかかった際の看護、機能回復訓練（リハビリ）の介助又は健康診断や予防接種等の受診に伴う付き添いのために勤務しないことが相当であると認められる場合に、1年に7日の範囲で休暇をとることができます。ただし、会計年度任用職員（フルタイム及びパートタイム）については、対象が小学校就学前の子になり、1年度に5日の範囲で休暇をとることができます。

※注2 男性の育児参加休暇

職員の妻の産前6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）、産後8週間の期間内において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を職員が養育する場合に、当該期間内において5日の範囲で休暇をとることができます。

※注3 育児時間休暇

生後1年に達しない子を育てる場合、1日2回それぞれ30分間の休暇をとることができます。ただし、部分休業と異なり、有給休暇となります。なお、会計年度職員（フルタイム及びパートタイム）には育児時間休暇はございません。

※注4 育児休業

子どもが3歳に達する日までの希望する期間を休業することができます。保育所等に入れない場合には延長することができます。なお、育児休業の期間は無給です。ただし、会計年度任用職員は最大2歳までが対象となります。

※注 5 部分休業

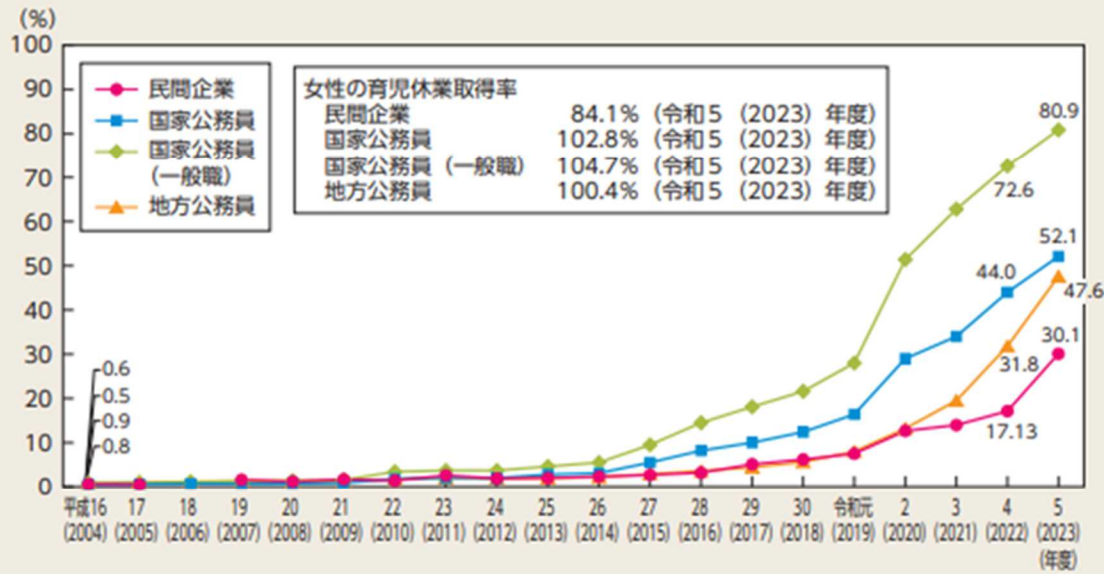
子どもが小学校就学の始期に達する日までの期間で、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲（会計年度任用職員は5時間45分を減算し2時間を超えない範囲）で、職員の託児の様態、通勤の状況等から必要とされる時間について30分単位で休暇をとることができます。なお、給与については、部分休業1時間につき勤務時間1時間当たりの給与を減額して支給されます。

※注 6 介護休暇

負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（要介護者）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合、介護を要する一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間、1日又は1時間の単位で休暇をとることができます。1時間単位の場合は、連続した4時間の範囲内です。

2-9図 男性の育児休業取得率の推移

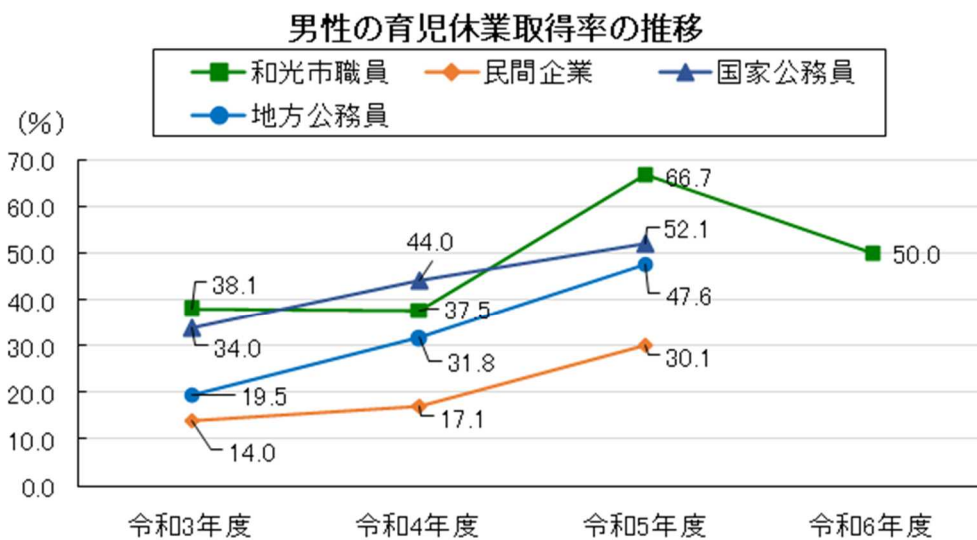
○近年、男性の育児休業取得率は上昇しており、令和5（2023）年度では、民間企業が30.1%、国家公務員が52.1%（一般職80.9%）、地方公務員が47.6%。



- （備考）1. 国家公務員は、平成21（2009）年度までは総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」、平成22（2010）年度から平成24（2012）年度までは「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」、平成25（2013）年度は内閣官房内閣人事局・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、平成26（2014）年度から令和2（2020）年度までは内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、令和3（2021）年度から令和4（2022）年度までは内閣官房内閣人事局「国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ及び男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の1か月以上取得促進に係るフォローアップについて」、令和5（2023）年度は「国家公務員の育児休業等の利用状況に関する調査結果について」より作成。
2. 国家公務員（一般職）は、人事院「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査」及び人事院「年次報告書」より作成。
- なお、調査対象は、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）が適用される一般職の国家公務員で、行政執行法人職員を含み、自衛官など防衛省の特別職国家公務員は含まない。
3. 地方公務員は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」より作成。
4. 民間企業は、厚生労働省「雇用均等基本調査（女性雇用管理基本調査）」より作成。
5. 国家公務員の育児休業取得率について、令和2（2020）年度以前は、当該年度中に新たに育児休業が可能となった職員数に対する当該年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。令和3（2021）年度以降は、当該年度中に子が生まれた職員（育児休業の対象職員に限る。）の数に対する当該年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。
6. 地方公務員の育児休業取得率は、当該年度中に新たに育児休業が可能となった職員数に対する当該年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。

資料：令和7年版男女共同参画白書（内閣府男女共同参画局）

【図表40】



資料: 職員課

令和7年版男女共同参画白書(内閣府男女共同参画局)

※和光市の育児休業取得率は、当該年度中に新たに育児休業が可能となった職員数に対する当該年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。子の扶養手当申請があった男性職員を育児休業取得可能となった職員としている。

2 第4次和光市行動計画男女共同参画わこうプランの取組状況

(1) プラン施策体系

基本目標 1
人権の尊重と男女
共同参画を進める
意識づくり

方針 1 人権尊重・男女平等意識の啓発

【施策】

- (1) 人権尊重意識の啓発・性別による固定的役割分担意識の解消【重点】
- (2) 多様な性・多様な生き方への理解の促進
- (3) 男女平等教育の推進

方針 2 生涯を通じた健康支援

【施策】

- (1) リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての意識啓発
- (2) 妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない支援体制の強化
- (3) ライフステージにおける健康支援
- (4) スポーツ分野における男女共同参画の推進

基本目標 2
配偶者等からの
暴力の根絶
DV防止基本計画

方針 1 暴力の根絶に向けた意識の浸透

【施策】

- (1) DV、児童虐待防止のための意識啓発
- (2) 若年層に対する啓発、教育【重点】

方針 2 相談窓口の充実と周知

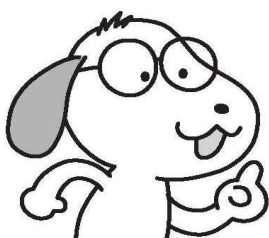
【施策】

- (1) DV被害者・児童虐待の早期発見と相談体制の充実
- (2) 市職員・相談員の資質の向上

方針 3 DV被害者の安全確保と自立支援の充実

【施策】

- (1) DV被害者の情報保護の意識啓発
- (2) DV被害者の安全確保のための支援
- (3) 自立に向けた支援
- (4) 心身の健康の回復に関する支援
- (5) 支援体制の強化と関係機関との連携



基本目標 3

あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援
女性活躍推進計画

方針 1 女性の就労・活躍の支援

【施策】

- (1) 女性の就労・起業支援
- (2) 農業等における男女共同参画の推進

方針 2 職場環境の整備促進

【施策】

- (1) 労働者の職場環境の整備
- (2) 男性の育児・介護休業制度などの積極的な取得の推進
- (3) 男女共同参画を阻害するハラスメント防止の徹底
- (4) 労働相談体制の充実

方針 3 政策・方針決定の場への女性の参画推進

【施策】

- (1) ポジティブ・アクション（積極的に格差を是正する措置）の推進
- (2) 審議会等への女性の登用促進【重点】
- (3) 政治への参画意識の高揚

基本目標 4

男女共同参画の推進体制強化と地域環境整備

方針 1 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

【施策】

- (1) 防災分野における女性の参画拡大
- (2) 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進

方針 2 地域における男女共同参画の推進

【施策】

- (1) 地域・社会活動への参画促進
- (2) 地域における様々な子育て支援サービスの充実
- (3) ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり
- (4) 高齢者・介護・障害者等が安心して暮らせる環境の整備
- (5) 多言語に対応した生活環境の整備

方針 3 男女共同参画の推進体制の整備・強化

【施策】

- (1) 男女共同参画行政の推進【重点】
- (2) 庁内における男女共同参画推進体制の強化

(2) 指標の進捗状況

第4次和光市行動計画男女共同わこうプランに掲げる基本目標を達成するため、方針ごとに設定した指標について、次のとおり進捗状況を報告します。

体系	No.	項目名	令和元年度 現状値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	目標値 (令和12年度)	担当課
基本目標1	方針1	1 「『社会通念・習慣など』で男女の地位は平等である」とする市民の割合	16.3%						21.6%	30.0%	市民意識調査
		2 性別による固定的な役割分担意識に同感しない子どもの割合	中学生60.6% 小学生40.6%						中学生83.2% 小学生40.6%	それぞれ80%	市民意識調査
	方針2	3 「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」を知っている割合	4.3%						6.0%	20.0%	市民意識調査
基本目標2	方針1	4 配偶者や恋人間におけるDVに対する認識の割合	身体的97.8% 精神的91.1% 経済的77.6% 性的91.5%						身体的87.6% 精神的69.9% 経済的71.1% 性的83.7%	すべて100%	市民意識調査
	方針2	5 子ども家庭総合支援拠点の整備数	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	子ども家庭支援課
基本目標3	方針1	6 多様な働き方実践企業認定数	21件	22件	24件	35件	35件	36件		70件	企画人権課
	方針2	7 市男性職員における育児休業取得率の割合	27.3%	25.0%	38.1%	37.5%	66.7%	50.0%		40.0%	職員課
	方針3	8 市の審議会等における女性比率	37.0%	34.9%	31.9%	30.5%	30.7%	30.6%		50.0%	企画人権課
基本目標4	方針1	9 和光市BOSAIまちづくり伝道師認定者数	38人	38人	38人	38人	63人	72人		100人	危機管理室
	方針2	10 家庭生活において、地域行事を【共同して分担】している市民の割合	26.8%						21.5%	50.0%	市民意識調査
	方針3	11 和光市男女共同参画推進条例を「知っている」人の割合	36.1%						31.5%	70.0%	市民意識調査

(3) 事業の実施状況評価

第4次和光市行動計画男女共同参画こうプランでは4つの基本目標をもとに11の方針を掲げています。この方針に基づき、64の事業を実施しています。複数の課にまたがっている事業があるため、延べ事業数は、110事業となっています。

これらの事業の令和4年度の実施状況について、担当課による自己評価を行っています。評価は、実施状況評価及び男女共同参画に対する配慮度評価から行っています。

評価結果は、次のとおりです。

【ア 実施状況評価】

- A:事業を実施し、大きな成果が得られた
B:事業を実施し、一定の成果が得られた
C:事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
D:事業を実施しなかった
E:その他

【イ 配慮度評価】

- 1:固定的な性別役割分担にとらわれない事業内容になっているか
2:事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
(事業の対象となる人々が男性のみ、または、女性のみ事業については、男女別で把握できないものであるため、対象外としております)
3:事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
4:事業実施にあたり、男女双方(働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など)にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
5:事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか
6:プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか
7:男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか

◆評価結果◆

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくり(延べ32事業)

ア 実施状況評価

	A	B	C	D	E	計
事業数	9 (7)	23 (24)	0 (0)	0 (0)	0 (0.0%)	32 (31)
総事業数に占める割合	28.1% (22.6%)	71.9% (77.4%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	100.0% (100.0%)

イ 配慮度評価

	1	2	3	4	5	6	7
事業数	31 (29)	15 (16)	20 (17)	22 (21)	29 (27)	28 (26)	24 (23)
総事業数に占める割合	96.9% (93.5%)	55.6% (51.6%)	62.5% (54.8%)	68.8% (67.7%)	90.6% (87.1%)	87.5% (83.9%)	75.0% (74.2%)

基本目標２ 配偶者等からの暴力の根絶（延べ３１事業）

ア 実施状況評価

	A	B	C	D	E	計
事業数	10 (10)	20 (20)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	31 (31)
総事業数に占める割合	31.3% (32.3%)	62.5% (64.5%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	3.1% (3.2%)	96.9% (100%)

イ 配慮度評価

	1	2	3	4	5	6	7
事業数	31 (28)	24 (12)	26 (23)	27 (24)	29 (26)	31 (31)	23 (22)
総事業数に占める割合	100.0% (90.3%)	77.4% (38.7%)	83.9% (74.2%)	87.1% (77.4%)	93.5% (83.9%)	100.0% (100.0%)	74.2% (71.0%)

基本目標３ あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援（延べ２７事業）

ア 実施状況評価

	A	B	C	D	E	計
事業数	0 (1)	24 (22)	3 (3)	0 (1)	0 (0)	27 (21)
総事業数に占める割合	0.0% (3.7%)	75.0% (81.5%)	9.4% (11.1%)	0.0% (3.7%)	0.0% (0.00%)	84.4% (100.0%)

イ 配慮度評価

	1	2	3	4	5	6	7
事業数	25 (25)	9 (12)	8 (6)	24 (20)	21 (20)	19 (18)	20 (21)
総事業数に占める割合	92.6% (92.6%)	42.9% (44.4%)	29.6% (22.2%)	88.9% (74.1%)	77.8% (74.1%)	70.4% (66.7%)	74.1% (77.8%)

基本目標４ 男女共同参画の推進体制強化と地域環境整備（延べ２１事業）

ア 実施状況評価

	A	B	C	D	E	計
事業数	3 (4)	18 (16)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	21 (21)
総事業数に占める割合	9.4% (19.0%)	56.3% (76.2%)	0.0% (0.0%)	0.0% (4.8%)	0.0% (0.0%)	65.6% (100.0%)

イ 配慮度評価

	1	2	3	4	5	6	7
事業数	21 (21)	11 (10)	18 (18)	17 (18)	19 (19)	17 (17)	15 (15)
総事業数に占める割合	100.0% (100.0%)	55.0% (47.6%)	85.7% (85.7%)	81.0% (85.7%)	90.5% (90.5%)	81.0% (81.0%)	71.4% (71.4%)

※ （ ）内は前年度数値。

※ 配慮度評価２の総事業数に占める割合は、事業総数から対象外とした事業数を引いた数値を分母として計算。

※ 配慮度評価２の（ ）内の前年度数値は、事業総数を分母として計算しているため、今年度の数値との比較はできません。

体系別事業の実施状況（令和6年度）

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくり

評価シート番号 1

方針1 人権尊重・男女平等意識の啓発

指標

No.	項目名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)	担当課
1	「『社会通念・習慣など』で男女の地位は平等である」とする市民の割合	16.3%	—	—	—	—	21.6%	30.0%	市民意識調査
2	性別による固定的な役割分担意識に同感しない子どもの割合	中学生60.6% 小学生40.6%	—	—	—	—	中学生83.2% 小学生64.2%	それぞれ 80.0%	市民意識調査

※1【実施状況評価】

- A：事業を実施し、大きな成果が得られた
B：事業を実施し、一定の成果が得られた
C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
D：事業を実施しなかった
E：その他（「令和●年度の具体的な取組」欄に内容を記載）

※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）】

- 1：固定的な性別役割分担にとらわれない事業内容になっているか
2：事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
（事業の対象となる人々が男性のみ、または、女性の場合、男女別で把握できないものであるため、斜線を引いております）
3：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
4：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
5：事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか
6：プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか
7：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか

施策1 人権尊重意識の啓発・性別による固定的役割分担意識の解消【重点項目】

No.	事業名	事業内容	担当課	令和6年度の具体的な取組	評価 ※1	配慮度評価※2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
1	研修会・講演会等の開催	人権に関する研修会・講演会等を開催し、市民の理解を深め、差別は不当なものという人権尊重意識を持てる人づくりに努めます。	企画人権課	市民、市内企業を対象とした「企業同和問題研修会（人権問題の現状と課題）」を令和6年11月15日に開催した。市内企業から12名が参加し、人権尊重意識の啓発を行った。	B	○				○	○	○	引き続き研修会を実施していくが、市民の方に幅広く参加していただくため、募集方法の工夫や参加しやすいよう配慮を行う必要がある。
			生涯学習課	公民館三館共催事業として「三館共催人権講座「LGBTQの話し～多様性って何だろう～」」を開催した。性別による偏見、セクシュアリティを決める要素、性的マイノリティーの大まかな人数などの概要について、当事者から相談があった際の注意点等について学んだ。（参加者28名） 和光市人権講演会「子どもの人権―取材の現場から―」を開催した。子ども一人ひとりが当たり前に持っている人権について、子どもを一人の人間として認めるということなどについて学びました。（参加者50名）	B	○			○		○	○	人権尊重の社会づくりの推進や、住みやすい地域にするための共生社会の実現のため、それぞれができることについて考える機会の提供として研修会や講座等を実施する。事業の開催にあたって、男女共同参画の視点に留まらず、広く人権問題に対する理解と認識を深めるために、企画・運営を男性・女性の双方の職員で企画・立案し、実施を継続していく。

No.	事業名	事業内容	担当課	令和6年度の具体的な取組	評価 ※1	配慮度評価※2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
2	広報紙やホームページ等による啓発	広報紙やホームページ等を活用し、人権尊重意識の啓発、性別による固定的な役割分担意識、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）を生じさせない啓発、表現ガイドを用いて男女平等の視点での表記の徹底を図ります。	企画人権課	ホームページに性別による固定的な役割分担意識等について掲載し啓発を行っている。 また、広報わこうの発行にあたり、メディアリテラシーの視点で内容の確認を行っている。 男女共同参画週間パネル展において、「和光市男女共同参画をすすめるための表現ガイド」を展示するなど、職員の意識啓発を図り、各課においても男女平等の視点での表記をするよう啓発に努めている。	B	○	○	○	○	○	○	○	「和光市男女共同参画をすすめるための表現ガイド」の活用により、市刊行物の男女共同参画の視点による作成について、引き続き周知徹底を図る。
			秘書広報課	広報紙やホームページ・SNSにおいて人権尊重啓発に関する記事や男女平等に配慮した内容で作成した。	B	○	○	○	○	○	○	○	前年度に引き続き人権尊重意識の啓発や広報紙等作成時に男女平等などの視点に配慮していく。
			生涯学習課	広報紙、ホームページ、ツイッター、掲示板、生涯学習だよりなびい、生涯学習メールマガジンなびいネットを発行・送信。また、人権尊重の意識向上を推進していくために、人権をテーマとした啓発用DVDの貸し出しを行ったりポスターを掲示するなど、市民全体に対する意識啓発と情報提供を行った。 また、広報誌などの作成にあたっては、性別に違いを持たせない表記をおこなった。 ポスターは誰もがることができる出入口付近の掲示板に掲示し、パンフレットやチラシ等も誰もが手に取ることができるラックに配置している。	B	○		○	○	○		○	今後も人権意識に配慮しながら広報誌やホームページ等を活用し、また、国や県等の関係情報の提供も併せ、市民全体の意識の向上を図っていく。

No.	事業名	事業内容	担当課	令和６年度の具体的な取組	評価 ※１	配慮度評価※２							課題・今後の方向性
						１	２	３	４	５	６	７	
３	男女共同参画情報紙「おるご〜る」の発行による啓発	男女共同参画について理解を深めるため、継続的に情報紙を発行し、より多くの市民に周知します。	企画人権課	「制服リニューアルから考える性の多様性“性別の思い込みをなくそう”」をテーマに、和光市男女共同参画情報紙「おるご〜る」を広報わこう令和７年３月号の中綴りとして発行し、全戸配布をした。また、ホームページへの掲載及び庁舎１階での配架を実施した。 併せて、「男女共同参画わこうプラン推進委員だより」を広報わこう令和６年１０、１２月号（計２回）に掲載し、ホームページに掲載した。	Ｂ	○	○	○	○	○	○	○	和光市男女共同参画情報紙「おるご〜る」は毎年様々なテーマを取り上げ、アドバイザー・市民と共に作成している。今後も「おるご〜る」や「男女共同参画わこうプラン推進委員だより」を広報に掲載することにより、広く市民に啓発していく。
４	市職員・教職員に対する啓発	人権問題及び性別による固定的な役割分担意識解消の重要性について理解を深めるため、市職員・教職員を対象とした研修等を行います。また、無意識のうちにジェンダーにとらわれた指導等が行われないよう、研修等を通じて、教職員の意識向上を図ります。	企画人権課	「固定概念を打ち破ってハッピーに〜あなたの”普通”はみんなの”普通”〜」をテーマに男女共同参画セミナーを令和６年１１月１３日に開催した。 なお、受講者数については、３５名の職員が参加し、８名の企業や市民が参加した。	Ａ	○	○	○	○	○	○	○	性別による固定的な役割分担意識解消についての理解を深めるため、今後も研修等を行っていく。
			職員課	令和６年度和光市職員研修計画に基づき「人権問題研修」を実施し、人権問題の本質や人権の尊さを学ぶとともに、パワハラ、セクハラ、カスハラ、ＤＶ、いじめ、差別など、人権問題の現状について理解を深めた。 実施日：令和７年１月２０日（月） 実施時間：①午前１０時～午前１１時３０分 ②午後１時１５分～午後２時４５分 受講者数：①３５名（男１７名、女１８名） ②３３名（男１４名、女１９名）	Ｂ	○	○	○	○	○	○	○	各課の専門性を活かすことができる一般研修については、職員研修計画において各課主催研修として実施しているが、人権問題については職員として必要な知識であることから、引き続き、人材育成を担当する職員課が実施する。

No.	事業名	事業内容	担当課	令和 6 年度の具体的な取組	評価 ※ 1	配慮度評価※ 2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
			学校教育課	令和 6 年度は市内小中学校 4 校において、指導主事が学校に勤務している市職員・教職員を対象とした人権研修会を実施した。 和光市人権教育推進協議会における現地研修に教職員が参加した。	A	○	○	○		○	○	○	令和 7 年度においても、市内小中学校へ継続的に研修会を計画し、教職員の意識向上を図っていく。

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくり

評価シート番号 2

方針1 人権尊重・男女平等意識の啓発

指標

No.	項目名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)	担当課
1	「『社会通念・習慣など』で男女の地位は平等である」とする市民の割合	16.3%	—	—	—	—	21.6%	30.0%	市民意識調査
2	性別による固定的な役割分担意識に同感しない子どもの割合	中学生60.6% 小学生40.6%	—	—	—	—	中学生83.2% 小学生64.2%	それぞれ 80.0%	市民意識調査

※1【実施状況評価】

- A：事業を実施し、大きな成果が得られた
B：事業を実施し、一定の成果が得られた
C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
D：事業を実施しなかった
E：その他（「令和●年度の具体的な取組」欄に内容を記載）

※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）】

- 1：固定的な性別役割分担にとらわれない事業内容になっているか
2：事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
（事業の対象となる人々が男性のみ、または、女性の場合、男女別で把握できないものであるため、斜線を引いております）
3：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
4：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
5：事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか
6：プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか
7：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか

施策2 多様な性・多様な生き方への理解の促進

No.	事業名	事業内容	担当課	令和6年度の具体的な取組	評価 ※1	配慮度評価※2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
5	申請書・証明書等の公文書における性別記載欄の見直し	市で取り扱う申請書や証明書など各種書類にある公文書のうち、法律・政令等で定められているものを除き、不必要な性別記載欄を削除します。	企画人権課	公文書における性別記載欄の見直し調査を令和元年度に行い、不必要な性別記載欄の削除を進め、性別記載欄の削除可能な文書54件のうち、令和4年度末までにすべての文書を削除した。	A	○				○	○	○	性別記載欄については、その必要性を十分踏まえ、性的マイノリティの方に配慮したものとなるよう取り組んでいく。
6	研修会等の開催、広報紙やホームページ等による啓発	性的マイノリティについて理解を深めるため、研修会の開催や、広報紙・ホームページ等を活用し、啓発を行います。必要に応じて職員対応マニュアルを作成し、周知を行います。	企画人権課	市ホームページに性的マイノリティに関する内容を掲載し、啓発に努めている。 また、人権週間にあわせて、庁内グループウェアにおいて、性の多様性について周知し、性的指向や性自認の多様性の理解を深めるよう努めた。	B	○			○	○	○	○	今後も市ホームページの充実及び庁内グループウェアを通じて、性的指向や性自認の多様性の理解を深めていく。

No.	事業名	事業内容	担当課	令和 6 年度の具体的な取組	評価 ※ 1	配慮度評価※ 2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
7	啓発・相談体制の充実	女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合等について、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合、調査救済活動を進め、相談体制を充実させます。	企画人権課	人権擁護委員による人権相談において、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、関係機関と連携を図りながら、対応していく。	B	○			○	○	○	○	人権侵害の疑いのある事案を認知した場合、速やかに対応できるよう、引き続き、人権擁護委員の体制を整える。
			学校教育課	学校教育課へ相談があった場合、救済に向けて県や市の女性相談窓口等の専門機関を紹介していく。	B	○	○				○		相談窓口の周知を継続して行い、相談があった場合には専門機関につなげていく。

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくり

方針1 人権尊重・男女平等意識の啓発

指標

No.	項目名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)	担当課
1	「『社会通念・習慣など』で男女の地位は平等である」とする市民の割合	16.3%	—	—	—	—	21.6%	30.0%	市民意識調査
2	性別による固定的な役割分担意識に同感しない子どもの割合	中学生60.6% 小学生40.6%	—	—	—	—	中学生83.2% 小学生64.2%	それぞれ 80.0%	市民意識調査

※1【実施状況評価】
A：事業を実施し、大きな成果が得られた
B：事業を実施し、一定の成果が得られた
C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
D：事業を実施しなかった
E：その他（「令和●年度の具体的な取組」欄に内容を記載）

※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）】
1：固定的な性別役割分担にとらわれない事業内容になっているか
2：事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
（事業の対象となる人々が男性のみ、または、女性のみの場合、男女別で把握できないものであるため、斜線を引いております）
3：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
4：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
5：事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか
6：プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか
7：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか

施策3 男女平等教育の推進

No.	事業名	事業内容	担当課	令和6年度の具体的な取組	評価 ※1	配慮度評価※2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
8	学校教育全体を通じた指導の充実	児童生徒の発達段階に応じて、学校教育全体を通じた指導の充実を図るとともに、日常の学校の教育活動やキャリア教育・進路指導などの様々な場面で性別に基づく固定的な考え方や役割分担等の見直しを図ります。	学校教育課	特別活動を中心に学校の教育活動全体を通して職業に対する男女の意識の違いを認識し合うことで、児童生徒一人ひとりが進路について積極的に考える力を高め、男女共に平等の権利があることを指導した。 教育活動の中で、性別により役割分担等が固定的にされないよう配慮した。 ・学校の児童生徒名簿については、男女混合名簿を使用している。 ・中学校の制服について、女子のスラックスの着用等、性別にとらわれない選択ができるようにデザインを変更した。	A	○	○	○	○	○	○		「男女平等教育」について、今後も継続して学校教育全体で性別による固定的な考え方・役割分担を見直していくよう指導していく。

No.	事業名	事業内容	担当課	令和 6 年度の具体的な取組	評価 ※ 1	配慮度評価※ 2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
9	家庭や地域社会等の理解と協力	学校教育の目標や育むべき資質・能力を家庭や地域社会と共有したり、地域の教育資源を活用し、連携して育む 「社会に開かれた教育課程」を推進するとともに、「子ども大学わこう」など、社会教育や生涯学習と連携し、男女共同参画を進める意識づくりに努めます。	学校教育課	学校だよりや学校ホームページ、懇談会等により、学校教育目標や育むべき資質・能力等を各家庭と共有を図った。	A	○	○	○	○	○	○		引き続き地域の教育資源の活用を図り、学校教育目標の実現を目指して取り組んでいく。
9	家庭や地域社会等の理解と協力	学校教育の目標や育むべき資質・能力を家庭や地域社会と共有したり、地域の教育資源を活用し、連携して育む 「社会に開かれた教育課程」を推進するとともに、「子ども大学わこう」など、社会教育や生涯学習と連携し、男女共同参画を進める意識づくりに努めます。	生涯学習課	公民館においては、子どもや社会人が参加できるよう講座を土日に開催したり、性別に関わりなく参加できる事業を開催した。公民館まつりにおいては、地域の教育資源の活用・連携をし、男女の別なく興味が持てるよう企画し開催した。 また、「地域学校協働活動」では、公民館活動団体や、NPO、地域の方、市内の高校等が協力して学校支援を行ったり、「子ども大学わこう」、「子ども科学教室」、「学校開放講座」では、国の研究機関・大学・地域の専門家と連携し、学校では学ぶことが難しい内容を各分野の専門家から直接学ぶ機会を提供することができた。このような、様々な事業に対して男女問わず多種多様な人が関わり、取り組むことで、性別役割分担の払拭につながっている。	A	○	○	○	○	○		○	今後も地域の教育資源を活用し「社会に開かれた教育課程」を推進するとともに、男女共同参画を進める意識づくりに努めていきたい。

評価シート番号 4

※ 1 【実施状況評価】

A：事業を実施し、大きな成果が得られた

B：事業を実施し、一定の成果が得られた

C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要

D：事業を実施しなかった

E：その他（「令和●年度の具体的な取組」欄に内容を記載）

※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）】

- 1：固定的な性別役割分担にとらわれない事業内容になっているか
- 2：事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
（事業の対象となる人々が男性のみ、または、女性の場合、男女別に把握できないものであるため、斜線を引いております）
- 3：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
- 4：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）
に
と
っ
て
参
加
・
利
用
し
や
す
い
よ
う
配
慮
が
さ
れ
て
い
る
か
- 5：事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか
- 6：プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか
- 7：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか

[illegible]

No.	事業名	事業内容	担当課	令和 6 年度の具体的な取組	評価 ※ 1	配慮度評価※ 2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
11	児童生徒の発達段階に応じた適切な性に関する指導の推進	児童生徒の発達段階を踏まえ、学校教育全体を通じて、心身の発育・発達や病気の予防などに関する知識を確実に身に付けること、生命の尊重や相手を思いやることなどを重視した指導の充実を図ります。	学校教育課	学校の教育活動全体をはじめ、保健の授業等により心身の発育や発達、病気の予防等について取り組んでいる。また、道徳教育を推進し、豊かな心の育成に取り組むことで、生命を尊重する心や思いやりの心を育んでいる。	A	○		○	○	○	○		児童生徒の発達段階を考慮しながら、継続的・効果的な指導を行っていく。

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくり

評価シート番号 5

方針2 生涯を通じた健康支援

指標

No.	項目名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)	担当課
3	「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」を知っている割合	4.3%	—	—	—	—	6.0%	20.0%	市民意識調査

※1【実施状況評価】

- A：事業を実施し、大きな成果が得られた
B：事業を実施し、一定の成果が得られた
C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
D：事業を実施しなかった
E：その他（「令和●年度の具体的な取組」欄に内容を記載）

※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）】

- 1：固定的な性別役割分担にとらわれない事業内容になっているか
2：事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
（事業の対象となる人々が男性のみ、または、女性の場合、男女別で把握できないものであるため、斜線を引いております）
3：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
4：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
5：事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか
6：プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか
7：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか

施策2 妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない支援体制の強化

No.	事業名	事業内容	担当課	令和6年度の具体的な取組	評価 ※1	配慮度評価※2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
12	妊婦健診、乳幼児健診、こども家庭総合支援拠点と連携し、妊娠から子育て期まで継続して相談支援を実施し、必要なサービス調整等を行います。	妊婦健診、乳幼児健診、こども家庭総合支援拠点と連携し、妊娠から子育て期まで継続して相談支援を実施し、必要なサービス調整等を行います。	ネウボラ課	妊婦健診、産婦健診、乳幼児健診、こども家庭総合支援拠点と連携し、妊娠から子育て期まで継続して相談支援を実施し、必要なサービス調整等を行います。	B	○	○	○	○	○	○	○	引き続き、現在の体制を維持していく
13	利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）の相談支援の充実	子ども家庭総合支援拠点と連携し、妊娠から子育て期まで継続して相談支援を実施し、必要なサービス調整等を行います。	ネウボラ課	市内に5か所の子育て世代包括支援センターを設置し、	B	○	○	○	○	○	○	○	引き続き、現在の体制を維持していく また、オンラインでの相談支援や各種教室事業への参加について、検討していく

No.	事業名	事業内容	担当課	令和 6 年度の具体的な取組	評価 ※ 1	配慮度評価※ 2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
13	利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）の相談支援の充実	子ども家庭総合支援拠点と連携し、妊娠期から子育て期まで継続して相談支援を実施し、必要なサービス調整等を行います。	子ども家庭支援課	子ども家庭総合支援拠点として、子育て世代包括支援センターや母子保健所管課であるネウボラ課と連携し、支援・配慮を要する児童や世帯に対し必要な支援を実施した。	A	○	○	○	○	○	○	○	令和7年度より母子保健と児童福祉のより一体的な支援体制の強化として、総合子ども家庭センターを子ども家庭支援課・ネウボラ課両課を横断する形で整備した。今後は総合子ども家庭センターとして一体的な支援の一層の充実を図るとともに、こどもの権利の観点から、児童相談所や保育園や学校、学童保育、子ども食堂などのこどもの居場所等との連携を密にしていく。
14	喫煙・受動喫煙・飲酒についての正確な情報の提供	喫煙・飲酒について、健康被害に関する正確な情報の提供を行い、喫煙・飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすことなど十分な情報提供に努めます。	健康支援課	集団健診受診者の喫煙者に対して、喫煙に関する小冊子を配布し禁煙の重要性を周知。受動喫煙に対する小冊子の配布。するとともに健康増進センター窓口を設置。毎年5月31日の世界禁煙デーの時にポスター掲示。ヘルスアップ相談や電話相談で個別に対応。	B	○		○	○	○	○	○	今後も継続して実施する。 また、環境施策や、母子保健施策と整合・連携を図りながら、健康づくりを推進していきます。
15	男性の子育て参画のための環境整備	産後うつリスクを踏まえ、男性の育児参画を促すために、公園、公共性の高い建築物において、多目的トイレ等の整備を推進します。	資産戦略課	庁舎トイレ改修工事を実施し、4階の子どもあんしん部の利用者に対し、男女それぞれの既存のトイレにベビーシート、ベビーチェアを整備した。	B	○		○	○	○	○		公共施設の整備事業がないと個別に多目的トイレ等を新たに整備することは困難だが、改修事業等に併せて、限られたスペース等で適正な設備を検討し、整備を推進する。
			公園みどり課	公園内の多目的トイレ（バリアフリートイレ）等については、清潔に保つよう定期的な清掃を行い、公園利用者が気持ちよく利用できるよう取り組んだ。	B					○			トイレについては、清潔を保つ定期的な清掃を行うと共に、新設や更新の際は多目的トイレ（バリアフリートイレ）の整備を検討する。

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくり

評価シート番号 6

方針2 生涯を通じた健康支援

指標

No.	項目名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)	担当課
3	「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」を知っている割合	4.3%	—	—	—	—	6.0%	20.0%	市民意識調査

※1【実施状況評価】

- A：事業を実施し、大きな成果が得られた
B：事業を実施し、一定の成果が得られた
C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
D：事業を実施しなかった
E：その他（「令和●年度の具体的な取組」欄に内容を記載）

※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）】

- 1：固定的な性別役割分担にとられない事業内容になっているか
2：事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
（事業の対象となる人々が男性のみ、または、女性の場合、男女別で把握できないものであるため、斜線を引いております）
3：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
4：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすい配慮がされているか
5：事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか
6：プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか
7：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか

施策3 ライフステージにおける健康支援

No.	事業名	事業内容	担当課	令和6年度の具体的な取組	評価 ※1	配慮度評価※2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
16	相談体制の充実	女性の健康をめぐる様々な問題について、心の悩みを含めた女性相談の充実に努めます。	市民活動推進課	毎月第二、第四火曜日に女性相談を実施。専門の心理カウンセラーが市民（女性）の相談に対応した。令和6年度の年間相談件数は63件。相談者の状況に応じ、適宜、関係所管課と連携を図ったり、埼玉県等の外部相談機関を案内している。令和6年度の連携実績は3件であった。	B	○					○	○	他の専門家による無料相談と異なり、女性が抱える悩みに寄り添いつつ自立を促す取組は、その必要性を重視して継続していく必要がある。今後も、適切な予約受付体制を保ちつつ、引き続き相談事業を実施し、その状況に応じ、適宜、関係所管課と連携を図っていく。
17	HIV/エイズ等性感染症に関する普及・啓発	HIV/エイズや性感染症の蔓延防止及び感染者への差別・偏見の解消を図るため、正しい知識の普及・啓発を行います。	健康支援課	随時の電話相談、パンフレット・ポスターの提示を行い、防止等に向けて周知した。	B	○			○	○	○	○	今後も感染症に関する保健指導や電話相談の充実を図り、必要な情報を広く市民へ周知していく。

No.	事業名	事業内容	担当課	令和 6 年度の具体的な取組	評価 ※ 1	配慮度評価※ 2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
17	HIV/エイズ等性感染症に関する普及・啓発	HIV/エイズや性感染症の蔓延防止及び感染者への差別・偏見の解消を図るため、正しい知識の普及・啓発を行います。	学校教育課	小中学校の保健の授業で感染症について学習をしている。病気の起こり方や感染症の予防など発達段階に応じた学習内容となっている。 HIV/エイズや性感染症については中学 3 年生で扱い、学習した。	B	○				○	○		発達段階に応じた適切な指導を引き続き行っていく。
18	更年期の健康支援	性ホルモンの低下や社会的要因の影響により、更年期以降に発生する女性特有の疾患に対応した子宮頸がん・乳がん検診や骨粗しょう症検診を実施し、受診率の向上及び特定健康診査・特定保健指導の受診率向上を図ります。	健康支援課	○集団健診や女性特有のがん検診で、骨粗しょう症検診を 12 日実施した。 ○集団健診や国保集団健診、女性特有のがん検診集団健診で待ち時間を利用して乳がん自己検診ビデオ視聴を実施した。 ○集団健診結果説明会において、がん検診等の結果の見方について説明し、希望者に個別相談を行った。	B	○					○		○集団健診や女性特有のがん検診で、骨粗しょう症検診を実施する。 ○集団健診や国保集団健診、女性特有のがん検診集団健診で待ち時間を利用して乳がん自己検診ビデオ視聴を実施する。 ○集団健診結果説明会において、がん検診等の結果の見方について説明し、希望者に個別相談を行う。 ○乳がん検診の受診勧奨として、乳幼児健診時に啓発資材を配布する。

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくり

評価シート番号 7

方針2 生涯を通じた健康支援

指標

No.	項目名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)	担当課
3	「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」を知っている割合	4.3%	—	—	—	—	6.0%	20.0%	市民意識調査

※1【実施状況評価】
A：事業を実施し、大きな成果が得られた
B：事業を実施し、一定の成果が得られた
C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
D：事業を実施しなかった
E：その他（「令和●年度の具体的な取組」欄に内容を記載）

※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）】
1：固定的な性別役割分担にとられない事業内容になっているか
2：事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
（事業の対象となる人々が男性のみ、または、女性の場合、男女別で把握できないものであるため、斜線を引いております）
3：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
4：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
5：事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか
6：プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか
7：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか

施策4 スポーツ分野における男女共同参画の推進

No.	事業名	事業内容	担当課	令和6年度の具体的な取組	評価 ※1	配慮度評価※2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
19	情報提供体制の充実	アスリート等に対する各種ハラスメントなどについて、スポーツ少年団の指導者・保護者を対象とした研修等を通して、意識向上・啓発を図ります。	スポーツ青少年課	各種ハラスメントに対しての注意を含む指導方法等について、スポーツ少年団に情報を提供し、指導者及び保護者に対して、意識向上及び啓発を図った。	B	○	○	○	○	○	○	○	意識向上・啓発のための情報提供を行う。
20	運動・スポーツ習慣の推進	生涯にわたる健康づくりのため、運動習慣の定着や身体活動量の増加に向けた情報と機会を提供します。	健康支援課	将来の生活習慣病発症や重症化の予防につなげるため、健康運動指導士や管理栄養士などの専門家が食事と運動をサポートする健康教室を実施した。又、健診や相談事業等を実施する際に、運動に関するパンフレットの配布や、健康増進センター内ではポスターを掲示して健康づくりのための身体活動（生活活動・運動）を啓発した。	B	○	○	○	○	○	○	○	健康教室、健診や相談事業等の実施と併せて健康づくりのための身体活動の啓発を継続していく。又、各事業において、男女ともに参加しやすい工夫を実施していく。

No.	事業名	事業内容	担当課	令和 6 年度の具体的な取組	評価 ※ 1	配慮度評価※ 2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
20	運動・スポーツ習慣の推進	生涯にわたる健康づくりのため、運動習慣の定着や身体活動量の増加に向けた情報と機会を提供します。	健康支援課	より多くの市民に対して、スポーツにふれあう機会を提供するため、スポーツの日に、年齢性別問わず、気軽にスポーツを体験し、楽しむことができるわこうスポーツ祭りを実施した。その他、各種スポーツ事業（和光市民ロードレースフェスティバル、スポーツ推進委員事業等）を実施した。 また、指定管理者により、各種スポーツ教室の実施、自宅でできる運動のインターネット動画配信を実施した。	B	○		○	○	○	○	○	参加者が少数であった事業もあるため、開催日時、周知方法及び事業内容についての検討を行う必要がある。

基本目標2 配偶者等からの暴力の根絶

評価シート番号 8

方針1 暴力の根絶に向けた意識の浸透

指標

No.	項目名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)	担当課
4	配偶者や恋人間におけるDV に対する認識の割合	身体的91.6% 精神的67.6% 経済的68.9% 性的85.9%	—	—	—	—	身体的87.6% 精神的69.9% 経済的71.1% 性的83.7%	すべて100%	市民意識調査

※1【実施状況評価】

- A：事業を実施し、大きな成果が得られた
B：事業を実施し、一定の成果が得られた
C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
D：事業を実施しなかった
E：その他（「令和●年度の具体的な取組」欄に内容を記載）

※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）】

- 1：固定的な性別役割分担にとられない事業内容になっているか
2：事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
（事業の対象となる人々が男性のみ、または、女性の場合、男女別で把握できないものであるため、斜線を引いております）
3：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
4：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
5：事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか
6：プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか
7：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか

施策1 DV、児童虐待防止のための意識啓発

No.	事業名	事業内容	担当課	令和6年度の具体的な取組	評価 ※1	配慮度評価※2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
21	広報紙やホームページ等の活用	DV根絶、児童虐待防止に向けて、絶対に許さないという意識啓発を、市民に対して図ります。	企画人権課	ホームページに「配偶者等からの暴力の根絶」について掲載し、啓発を行っている。	B	○				○	○	○	引き続き、ホームページ等で啓発を行う。

基本目標2 配偶者等からの暴力の根絶

方針1 暴力の根絶に向けた意識の浸透

指標

No.	項目名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)	担当課
4	配偶者や恋人間におけるDV に対する認識の割合	身体的97.8% 精神的91.1% 経済的77.6% 性的91.5%	—	—	—	—	身体的87.6% 精神的69.9% 経済的71.1% 性的83.7%	すべて100%	市民意識調査

※1【実施状況評価】

- A：事業を実施し、大きな成果が得られた
B：事業を実施し、一定の成果が得られた
C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
D：事業を実施しなかった
E：その他（「令和●年度の具体的な取組」欄に内容を記載）

※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）】

- 1：固定的な性別役割分担にとられない事業内容になっているか
2：事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
（事業の対象となる人々が男性のみ、または、女性の場合、男女別で把握できないものであるため、斜線を引いております）
3：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
4：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
5：事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか
6：プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか
7：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか

施策2 若年層に対する啓発、教育【重点項目】

No.	事業名	事業内容	担当課	令和6年度の具体的な取組	評価 ※1	配慮度評価※2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
22	学校における人権教育の推進	加害者にも被害者にもならないために、人と人とのより良い関係（対等、性別による固定的役割を持たないなど）を学ぶなど、人権、男女平等を学習する機会を充実させます。	学校教育課	人権感覚育成プログラムの活用や人権作文、人権標語に取り組み、差別や偏見のない社会を築く一員としての心情を養えるよう取り組んだ。	B	○				○	○		引き続き発達段階に応じた人権教育を進めていく。
23	デートDV防止セミナーの開催	男女の対等なパートナーシップを理解し、暴力を伴わない人間関係を構築するよう、交際相手からの暴力の問題について考える機会の拡充、教育・学習の充実を図ります。	企画人権課	市内中学校の生徒を対象に埼玉県県政出前講座を活用して、「デートDV防止セミナー」を開催している。令和6年度は、大和中学校の1年生を対象に実施し、186名の生徒の参加があった。	B	○	○	○	○	○	○	○	市内中学校3校を順番に、年度ごとに1校ずつ実施する。
			学校教育課	令和6年度、第三中学校において「デートDV防止セミナー」を実施した。 学校での教育活動全体において、男女に関わらず暴力を伴わない人間関係を構築するよう取り組んだ。	B	○				○	○		令和7年度は大和中学校で「デートDV防止セミナー」の実施を計画している。 男女共に同等の関係にあること、暴力によらない人間関係を構築できる子どもを育成していく。

No.	事業名	事業内容	担当課	令和 6 年度の具体的な取組	評価 ※ 1	配慮度評価※ 2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
24	インターネットの適切な利用 や危険性に関する教育・啓発	インターネット上の性的な暴力及びストー カーの被害者にも加害者にもならないため に、インターネットの安全・安心な利用や インターネットの危険性に関する教育・広 報啓発の充実を図ります。	学校教育課	GIGAスクール構想の一人 1 台タブレット端末導入 により、「タブレット 1 0 の約束」を作成した。 インターネットの安全な利用について、「ネットモ ラル注意報」等、毎月県から送付される資料等を活 用しながら、安全・安心してインターネットを利用 できるよう取り組んだ。	A	○	○	○	○	○	○	○	道徳教育特別活動をはじめ、教育活動全体をととし て、安全・安心してインターネットを使うことがで きよう、子どもと共に、懇談会やホームページを 通じて保護者へも啓発していく。
			スポーツ青少年課	国や県などの関係機関から、インターネットの適切 な利用に関する情報提供や講座の開催案内があった 場合、関係部局や学校等へ周知・啓発を行った。ま た、青少年育成推進員会にて、小中学生の保護者を 対象に講座を開催し周知・啓発を行った。	B	○	○	○	○	○	○	○	

基本目標2 配偶者等からの暴力の根絶

方針2 相談窓口の充実と周知

指標

No.	項目名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)	担当課
5	子ども家庭総合支援拠点の整備数	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	子ども家庭支援課

※1【実施状況評価】
A：事業を実施し、大きな成果が得られた
B：事業を実施し、一定の成果が得られた
C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
D：事業を実施しなかった
E：その他（「令和●年度の具体的な取組」欄に内容を記載）

※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）】
1：固定的な性別役割分担にとらわれない事業内容になっているか
2：事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
（事業の対象となる人々が男性のみ、または、女性の場合、男女別で把握できないものであるため、斜線を引いております）
3：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
4：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
5：事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか
6：プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか
7：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか

施策1 DV被害者・児童虐待の早期発見と相談体制の充実

No.	事業名	事業内容	担当課	令和6年度の具体的な取組	評価 ※1	配慮度評価※2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
25	DV被害者・児童虐待の早期発見	相談、健診（検診）等の事業において、DV被害者を早期発見するよう努めます。	地域共生推進課	DV相談や虐待通報、乳児検診等において、DVや虐待の兆候を察知し、支援につなげている。保育園、医療機関、子育て支援センターとの情報連携に努め、適切な支援を図っている。	B	○		○	○	○	○	○	継続維持
			子ども家庭支援課	ネウボラ課からのハイリスク者等の情報を共有し、虐待の予防・早期発見に努めている。	A	○	○	○	○	○	○	○	令和7年度より母子保健と児童福祉のより一体的な支援体制の強化として、総合こども家庭センターを子ども家庭支援課・ネウボラ課両課を横断する形で整備した。今後は総合こども家庭センターとして一体的な支援を実施していく。

[illegible]

No.	事業名	事業内容	担当課	令和 6 年度の具体的な取組	評価 ※ 1	配慮度評価※ 2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
26	相談窓口の周知と充実	DV被害者が孤立して悩むことがないよう相談窓口の周知を図ります。	ネウボラ課	母子保健事業や子育ての相談支援において、適切にDV等の相談窓口を案内する。	B	○	○	○	○	○	○	○	引き続き、現在の体制を維持していく
			学校教育課	県からの通知文等を学校へ配布し、相談窓口の周知に努めた。	A	○	○	○	○	○	○		DV被害者が孤立化せずに継続的な支援ができるよう、引き続き相談窓口の周知に努めていく。
			市民活動推進課	広報の裏表紙とHPで毎月の女性相談日等を周知した。また、公共施設へのチラシ設置やイベント開催時や自治会回覧によるチラシ配布により周知した。 なお、相談内容に応じて、関係所管課や埼玉県等の相談機関を案内している。	B	○	○	○	○	○	○	○	今後も、適切な予約受付体制を保ちつつ、引き続き相談事業を実施し、身近な相談窓口になるよう周知を徹底する。また、相談内容を精査し、その状況に応じ、適宜、関係所管課と連携を図っていく。
			企画人権課	市ホームページの「男女共同参画」のページの中でDV相談窓口を周知している。	B	○			○	○	○	○	引き続き、市ホームページにおいて周知を行うとともに、人権相談等において相談があった際には、関係機関・相談窓口を案内する。

基本目標2 配偶者等からの暴力の根絶

方針2 相談窓口の充実と周知

指標

No.	項目名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)	担当課
5	子ども家庭総合支援拠点の整備数	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	子ども家庭支援課

※1【実施状況評価】
A：事業を実施し、大きな成果が得られた
B：事業を実施し、一定の成果が得られた
C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
D：事業を実施しなかった
E：その他（「令和●年度の具体的な取組」欄に内容を記載）

※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）】
1：固定的な性別役割分担にとられない事業内容になっているか
2：事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
（事業の対象となる人々が男性のみ、または、女性の場合、男女別で把握できないものであるため、斜線を引いております）
3：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
4：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
5：事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか
6：プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか
7：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか

施策2 市職員・相談員の資質の向上

No.	事業名	事業内容	担当課	令和6年度の具体的な取組	評価 ※1	配慮度評価※2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
27	DVに関する研修への参加	市職員や相談員がDV相談に適切に対応するために、DVに関する研修への参加及び情報提供を図ります。	地域共生推進課	埼玉県実施の支援担当者研修に参加し、相談対応の強化を図っている。	B	○	○	○	○	○	○	○	継続実施

基本目標2 配偶者等からの暴力の根絶

評価シート番号 12

方針3 DV被害者の安全確保と自立支援の充実

指標

No.	項目名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)	担当課
	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※1【実施状況評価】
A：事業を実施し、大きな成果が得られた
B：事業を実施し、一定の成果が得られた
C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
D：事業を実施しなかった
E：その他（「令和●年度の具体的な取組」欄に内容を記載）

※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）】
1：固定的な性別役割分担にとられない事業内容になっているか
2：事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
（事業の対象となる人々が男性のみ、または、女性の場合、男女別で把握できないものであるため、斜線を引いております）
3：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
4：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
5：事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか
6：プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか
7：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか

施策1 DV被害者の情報保護の意識啓発

No.	事業名	事業内容	担当課	令和6年度の具体的な取組	評価 ※1	配慮度評価※2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
28	DV被害者の情報保護の意識啓発	DV被害者の情報保護が適正に行われるよう、庁内職員一人ひとりの意識の啓発に努めます。	地域共生推進課	デジタル推進課が実施しているセキュリティ研修（各自のPCにてモートラーニング）を受講し、情報セキュリティに対する意識啓発を図っている。	B	○	○	○	○	○	○		継続実施

基本目標2 配偶者等からの暴力の根絶

方針3 DV被害者の安全確保と自立支援の充実

指標

No.	項目名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)	担当課
	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※1【実施状況評価】
A：事業を実施し、大きな成果が得られた
B：事業を実施し、一定の成果が得られた
C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
D：事業を実施しなかった
E：その他（「令和●年度の具体的な取組」欄に内容を記載）

※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）】
1：固定的な性別役割分担にとらわれない事業内容になっているか
2：事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
（事業の対象となる人々が男性のみ、または、女性の場合、男女別で把握できないものであるため、斜線を引いております）
3：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
4：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
5：事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか
6：プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか
7：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか

施策2 DV被害者の安全確保のための支援

No.	事業名	事業内容	担当課	令和6年度の具体的な取組	評価 ※1	配慮度評価※2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
29	緊急時における一時保護の支援	一時保護が実施されるまでの安全を確保するため、同行・助言などの支援を行うとともに、保護施設と連携し、必要な情報を共有します。	地域共生推進課	相談支援、関係各所への申し送り、同行支援、一時保護解除後のフォローアップなど、本人の同意の上、必要な支援を実施している。	A	○	○	○	○	○	○	○	継続実施
			生活支援課	身体的・精神的・経済的DVの被害の訴えがあった相談者について、生活保護の適用となる場合、新たな居所設定の支援、及び一時保護等をする。また、生活保護の適用中に被害が発見される場合、関係機関と連携して安全確保等の対応を図る。（令和6年度—0件）	E	○	○	○	○	○	○	○	（令和6年度—0件） 引き続き関係部署及び関係機関との連携を密にし、情報を的確に把握して問題解決に向けて迅速な対応を図る。

基本目標2 配偶者等からの暴力の根絶

方針3 DV被害者の安全確保と自立支援の充実

指標

No.	項目名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)	担当課
	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※1【実施状況評価】
A：事業を実施し、大きな成果が得られた
B：事業を実施し、一定の成果が得られた
C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
D：事業を実施しなかった
E：その他（「令和●年度の具体的な取組」欄に内容を記載）

※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）】
1：固定的な性別役割分担にとられない事業内容になっているか
2：事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
（事業の対象となる人々が男性のみ、または、女性の場合、男女別で把握できないものであるため、斜線を引いております）
3：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
4：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
5：事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか
6：プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか
7：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか

施策3 自立に向けた支援

No.	事業名	事業内容	担当課	令和6年度の具体的な取組	評価 ※1	配慮度評価※2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
30	生活支援に関する情報提供及び支援の実施	DV被害者の自立に向け、関係部署が連携を図り、生活支援に関する（経済的支援、住宅確保、就労支援等）情報提供及び支援を実施します。	地域共生推進課	和光市くらし・仕事相談センター（すたんどあっぷ、すてっぷ等）と連携し、経済的支援、住宅確保、就労支援等のDV被害者のニーズに合った生活支援や情報提供を実施している。	A	○	○	○	○	○	○	○	継続実施
			生活支援課	地域共生推進課を中心に相談状況や相談者の心身の状況及び経済状況について関係部課所と情報共有し、共同して対応にあたっている。	B	○	○	○	○	○	○	○	引き続き関係部署及び関係機関との連携を密にし、情報を的確に把握して問題解決に向けて迅速な対応を図る。

No.	事業名	事業内容	担当課	令和 6 年度の具体的な取組	評価 ※ 1	配慮度評価※ 2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
31	保育・就学等の支援	保育所等・幼稚園・学校・学童クラブ等と連携し、転入園・転入学等の手続きの支援を行います。	保育サポート課	保育所等の入転園の申請があった際には、必ず関係部署に照会をし確認を行っている。配慮の必要性がある者については、優先保育の基準の指数表に基づき、優先して保育を必要とする者として審査及び判定をし入所調整を行った。入所決定後は保育所等と連携をし、円滑に入園できるように支援をした。	B	○		○	○		○		今後も引き続き関係部署、保育所等と連携を図りながら、円滑な保育所等への入転園を支援していく。
			保育施設課	学童クラブの入所管理にあたっては、市窓口での案内だけではなく、就学時健康診断の場で案内するなど、広く利用にあたって必要な情報が伝わるようにした。年度途中での転入についても、随時入所の枠組みなどで柔軟に受け入れている。	B	○	○	○	○	○	○	○	引き続き、個々の市民に寄り添った対応をしていく必要がある。
			学校教育課	指定校に通うことがDV被害者の安全、自立を脅かす可能性がある場合、面談をしたうえで指定校変更・区域外就学について対応にあたっている。	B	○					○		適切な対応ができよう他課と連携し、DV被害の情報などを共有していく。

基本目標2 配偶者等からの暴力の根絶

方針3 DV被害者の安全確保と自立支援の充実

指標

No.	項目名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)	担当課
	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※1【実施状況評価】
A：事業を実施し、大きな成果が得られた
B：事業を実施し、一定の成果が得られた
C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
D：事業を実施しなかった
E：その他（「令和●年度の具体的な取組」欄に内容を記載）

※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）】
1：固定的な性別役割分担にとられない事業内容になっているか
2：事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
（事業の対象となる人々が男性のみ、または、女性の場合、男女別で把握できないものであるため、斜線を引いております）
3：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
4：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
5：事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか
6：プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか
7：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか

施策4 心身の健康の回復に関する支援

No.	事業名	事業内容	担当課	令和6年度の具体的な取組	評価 ※1	配慮度評価※2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
32	相談窓口の周知と充実	DV被害者及びその子どもの心身の健康の回復のため、相談窓口の周知を図るとともに、精神保健相談などの各種相談事業の充実を図ります。	地域共生推進課	必要に応じて、総合相談支援員との個別面談を実施している。 また、こども家庭総合支援拠点の相談員及び子育て世代包括支援センターの母子保健ケアマネージャー、子育て支援ケアマネージャー、保健センター実施の「こころの相談」や市民活動推進課で実施している「女性相談」につなげている。	A	○	○	○	○	○	○	○	継続実施

No.	事業名	事業内容	担当課	令和 6 年度の具体的な取組	評価 ※ 1	配慮度評価※ 2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
32	相談窓口の周知と充実	DV被害者及びその子どもの心身の健康の回復のため、相談窓口の周知を図るとともに、精神保健相談などの各種相談事業の充実を図ります。	子ども家庭支援課	児童虐待やDV被害者等の相談にあたっては、地域共生推進課を含め、関係部局や関係機関と連携を図り、こどもの心身の健康を図るよう務めている。	A	○	○	○	○	○	○	○	今後も、同様の取組みを実施する。
			健康支援課	こころの相談や保健師の個別相談にて対応。	B	○	○	○	○	○	○	○	被害者の心のケアは、自立支援に関する取組が不可欠であるため、DV所管課及び関係課との連携を一層強化する。
			市民活動推進課	広報の裏表紙とHPで毎月の女性相談日等を周知した。また、公共施設へのチラシ設置やイベント開催時や自治会回覧によるチラシ配布により周知した。 なお、相談内容に応じて、関係所管課や埼玉県等の相談機関を案内している。	B	○	○	○	○	○	○	○	今後も、適切な予約受付体制を保ちつつ、引き続き相談事業を実施し、身近な相談窓口になるよう周知を徹底する。 女性相談は男女共同参画実現の上で中心となる取組のひとつであり、相談内容を精査し、相談者の実態を施策につなげられるよう、効率的な事務の遂行のため、所管を一元化する必要がある。

基本目標2 配偶者等からの暴力の根絶

方針3 DV被害者の安全確保と自立支援の充実

指標

No.	項目名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)	担当課
	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※1【実施状況評価】
A：事業を実施し、大きな成果が得られた
B：事業を実施し、一定の成果が得られた
C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
D：事業を実施しなかった
E：その他（「令和●年度の具体的な取組」欄に内容を記載）

※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）】
1：固定的な性別役割分担にとられない事業内容になっているか
2：事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
（事業の対象となる人々が男性のみ、または、女性の場合、男女別で把握できないものであるため、斜線を引いております）
3：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
4：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
5：事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか
6：プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか
7：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか

施策5 支援体制の強化と関係機関との連携

No.	事業名	事業内容	担当課	令和6年度の具体的な取組	評価 ※1	配慮度評価※2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
33	庁内連携の強化	DV相談及び支援に関する部署で構成する和光市要保護児童対策地域協議会実務者会議を開催し、関係部署の連携を図ります。また、被害者の意向に応じて情報提供を図ったり、DV被害者の転出入に係る市区町村や近隣市等と連携を図ります。	地域共生推進課	DV被害者の意向に応じて支援措置面談や情報提供を図ったり、DV被害者の転出入に係る市区町村や近隣市等と連携を図っている。	A	○	○	○	○	○	○		継続維持

基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援

方針1 女性の就労・活躍の支援

指標

No.	項目名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)	担当課
6	多様な働き方実践企業認定数	21件	22件	24件	35件	35件	36件	70件	企画人権課

※1【実施状況評価】
A：事業を実施し、大きな成果が得られた
B：事業を実施し、一定の成果が得られた
C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
D：事業を実施しなかった
E：その他（「令和●年度の具体的な取組」欄に内容を記載）

※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）】
1：固定的な性別役割分担にとられない事業内容になっているか
2：事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
（事業の対象となる人々が男性のみ、または、女性の場合、男女別で把握できないものであるため、斜線を引いております）
3：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
4：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
5：事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか
6：プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか
7：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか

施策1 女性の就労・起業支援

No.	事業名	事業内容	担当課	令和6年度の具体的な取組	評価 ※1	配慮度評価※2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
34	研修会等の開催や情報提供	女性の就労をサポートするため、再就職支援のためのセミナー等の開催及び情報提供を図ります。	企画人権課	女性の就労、起業支援を目的として、埼玉県女性キャリアセンター出前セミナーを活用し、埼玉県と和光市の共催により「女性の就職支援セミナー」を開催している。令和6年度からは、オンライン、または、パブリックビューイングによる開催となったため、7月にオンラインでのセミナー、10月にオンライン及びパブリックビューイング形式でのセミナーを開催した。	B	○			○	○	○	○	引き続きセミナーを開催するとともに、女性の就労、起業支援となる情報があつた際には、ホームページ等で周知を行う。
35	情報提供体制の充実	就職や起業、地域活動等にチャレンジしようと考えている女性を支援するため、情報提供体制の充実を図ります。	産業支援課	関係機関から送付されたチラシやパンフレット等の掲示や配置を行った。またハローワーク朝霞及び和光市商工会と連携をとっており適宜必要な情報を提供した。	B	○			○	○		○	ハローワーク朝霞や和光市商工会と連携をとり、今後も情報提供体制の充実を図る。

No.	事業名	事業内容	担当課	令和 6 年度の具体的な取組	評価 ※ 1	配慮度評価※ 2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
36	職場環境改善の推進	埼玉県認定制度である、「多様な働き方実践企業認定制度」を周知し、職場環境の改善を促し、認定企業を増やすことで女性の就労支援を図ります。	企画人権課	埼玉県の「多様な働き方実践企業認定制度」の周知を図るため、市内企業121件に案内のチラシを送付し、該当する場合には、県へ認定申請を行うよう依頼した。	B	○			○	○	○	○	引き続き、市内企業へ制度の周知を行うとともに、令和 1 2 年度の目標値 7 0 件を目指して、認定企業を増やせるようPRを行う。

基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援

方針1 女性の就労・活躍の支援

指標

No.	項目名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)	担当課
6	多様な働き方実践企業認定数	21件	22件	24件	35件	35件	36件	70件	企画人権課

※1【実施状況評価】
A：事業を実施し、大きな成果が得られた
B：事業を実施し、一定の成果が得られた
C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
D：事業を実施しなかった
E：その他（「令和●年度の具体的な取組」欄に内容を記載）

※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）】
1：固定的な性別役割分担にとられない事業内容になっているか
2：事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
（事業の対象となる人々が男性のみ、または、女性の場合、男女別で把握できないものであるため、斜線を引いております）
3：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
4：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
5：事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか
6：プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか
7：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか

施策2 農業等における男女共同参画の推進

No.	事業名	事業内容	担当課	令和6年度の具体的な取組	評価 ※1	配慮度評価※2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
37	農業等における男女共同参画経営に関する啓発	女性が家族従業者として果たしている役割の重要性が適正に評価されるよう啓発に努めるとともに、男女共同参画推進のため、家族経営協定の周知など定期的に情報提供を行います。また、女性の活躍推進に取り組む優良経営体の情報を提供します。	産業支援課	女性の農業経営への参画を促進することに併せ、農業計画改善計画の申請の際には、農業経営における役割の明確化に努めた。また、農業における家族農業経営協定制度の周知を行った。	C	○			○	○			家族農業経営協定を締結することで、共同経営としての役割を担っている女性農業者が農業経営に対する意識の向上が期待できるため、制度の周知を行っていく。

基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援

方針2 職場環境の整備促進

指標

No.	項目名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)	担当課
7	市男性職員における育児休業 取得率の割合	27.3%	25.0%	38.1%	37.5%	66.7%	50.0%	40.0%	職員課

※1【実施状況評価】
A：事業を実施し、大きな成果が得られた
B：事業を実施し、一定の成果が得られた
C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
D：事業を実施しなかった
E：その他（「令和●年度の具体的な取組」欄に内容を記載）

※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）】
1：固定的な性別役割分担にとられない事業内容になっているか
2：事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
（事業の対象となる人々が男性のみ、または、女性の場合、男女別で把握できないものであるため、斜線を引いております）
3：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
4：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）
にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
5：事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか
6：プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか
7：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか

施策1 労働者の職場環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課	令和6年度の具体的な取組	評価 ※1	配慮度評価※2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
38	労働関連法令の周知	ワーク・ライフ・バランスの実現のため、「労働施策総合推進法」や「女性活躍推進法」、「労働基準法」等の労働関連法令の周知を図ります。	企画人権課	労働関連法令についてホームページに掲載し、周知を図った。	B	○				○	○	○	引き続き、労働関連法令の周知を図っていく。
			産業支援課	他機関で実施されたワーク・ライフ・バランスのセミナー等の事業の周知を行った。	B	○			○	○		○	ワーク・ライフ・バランスの実現に必要な情報の提供を行っていく。

No.	事業名	事業内容	担当課	令和 6 年度の具体的な取組	評価 ※ 1	配慮度評価※ 2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
39	長時間労働の是正と多様な働き方改革の推進	労働者が男女ともに職業生活と家庭生活、地域活動に参加できるよう、職場の働き方改革（長時間労働の是正等）を推進し、働きやすい環境を整備します。また、事業所に対してテレワークに対応できるようスキルアップ講座の情報提供などを行います。	職員課	令和 6 年度安全衛生事業計画に基づくノー残業デー（毎週水曜日）の周知及び啓発のための取組として、庁内放送及び各個人パソコンへポップアップ表示を行っているほか、令和 6 年 1 0 月 1 6 日(水) と 1 0 月 2 3 日（水）に、ノー残業デーの呼びかけを実施し、早めの帰庁を促した。また、勤怠管理システムの導入により、労働時間の管理を厳格化し、長時間労働の防止に努めた。	C	○	○	○	○	○	○	○	引き続き、勤怠管理システムの活用により、労働時間の管理を厳格化し、長時間労働の防止に努める。
			産業支援課	関係機関から送付されたチラシやパンフレット等を窓口及び所管施設へ掲示・配置を行い講座の情報提供を行った。	B	○			○	○		○	他機関からの職場の働き方改革の推進に必要な情報を周知し啓発を図り、働きやすい環境を整備していく。

基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援

方針2 職場環境の整備促進

指標

No.	項目名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)	担当課
7	市男性職員における育児休業 取得率の割合	27.3%	25.0%	38.1%	37.5%	66.7%	50.0%	40.0%	職員課

※1【実施状況評価】
A：事業を実施し、大きな成果が得られた
B：事業を実施し、一定の成果が得られた
C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
D：事業を実施しなかった
E：その他（「令和●年度の具体的な取組」欄に内容を記載）

※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）】
1：固定的な性別役割分担にとられない事業内容になっているか
2：事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
（事業の対象となる人々が男性のみ、または、女性の場合、男女別で把握できないものであるため、斜線を引いております）
3：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
4：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）
にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
5：事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか
6：プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか
7：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか

施策2 男性の育児・介護休業制度などの積極的な取得の推進

No.	事業名	事業内容	担当課	令和6年度の具体的な取組	評価 ※1	配慮度評価※2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
40	「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」等の周知及び推進	男女ともに子育て・介護をしながら働き続けることができるよう、多様な休暇制度の周知や職場環境の改善に取り組めます。	職員課	育児休業、休暇制度の改正、情報提供等を速やかに行うとともに、育児休業制度の概要等を常時閲覧できるようにしているほか、個別相談を実施している。	B	○	○		○	○	○	○	引き続き法改正等があった場合には情報提供を行うほか、研修等でも制度を周知していく。
			産業支援課	仕事と子育て・介護の両立支援についてのガイドブックやリーフレットを窓口や所管施設に配置し、制度の周知を図った。	B	○			○	○		○	商工会と連携して市内事業者に対し、育児・介護休暇法の改正に係るリーフレットを配布し制度の周知を図る。

基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援

方針2 職場環境の整備促進

指標

No.	項目名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)	担当課
7	市男性職員における育児休業 取得率の割合	27.3%	25.0%	38.1%	37.5%	66.7%	50.0%	40.0%	職員課

※1【実施状況評価】
A：事業を実施し、大きな成果が得られた
B：事業を実施し、一定の成果が得られた
C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
D：事業を実施しなかった
E：その他（「令和●年度の具体的な取組」欄に内容を記載）

※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）】
1：固定的な性別役割分担にとられない事業内容になっているか
2：事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
（事業の対象となる人々が男性のみ、または、女性の場合、男女別で把握できないものであるため、斜線を引いております）
3：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
4：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）
にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
5：事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか
6：プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか
7：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか

施策3 男女共同参画を阻害するハラスメント防止の徹底

No.	事業名	事業内容	担当課	令和6年度の具体的な取組	評価 ※1	配慮度評価※2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
41	情報提供体制及び研修の充実	「労働施策総合推進法」により、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等の男女共同参画を阻害するハラスメント防止のため、啓発を行います。また、市職員に対して、研修強化を徹底します。	職員課	幹部職員の意識改革を進め、職場からハラスメントを無くしていくという意思表示をするために、令和6年8月に「和光市ハラスメント撲滅宣言」を実施した。また、令和6年度和光市職員研修計画に基づき、令和6年7月10日（水）、23日（火）、24日（水）に「ハラスメント防止研修」を、令和7年1月14日（火）～27日（月）に「ハラスメントに関するアンケート調査」を実施した。	B	○	○	○	○	○	○	○	引き続きハラスメント防止に対する意識の向上を図るための研修を実施するとともに、ハラスメントアンケート調査の結果を踏まえ、より効果的な研修となるよう実施内容を検討する。
			産業支援課	関係機関から送付されたチラシやパンフレット等を窓口及び所管施設に掲示、配置を行った。また和光市商工会と連携し、情報提供体制の充実を図った。	B	○					○		労働施策総合推進法の改正により、令和4年度から中小企業も職場も法令の対象となったため、和光市商工会と連携をとり、さらに市内事業者へ制度の周知に努める。

No.	事業名	事業内容	担当課	令和 6 年度の具体的な取組	評価 ※ 1	配慮度評価※ 2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
41	情報提供体制及び研修の充実	「労働施策総合推進法」により、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等の男女共同参画を阻害するハラスメント防止のため、啓発を行います。また、市職員に対して、研修強化を徹底します。	障害福祉課	市内障害福祉サービス事業者等に対する集団指導において、職場におけるハラスメント対策について指導を行った。	B	○	○	○	○	○	○	○	今後も継続して、意識啓発を図っていく。
			長寿あんしん課	各指定管理者がそれぞれハラスメントに対する規定を設けたうえで、対応している。	B				○	○			組織全体でハラスメント防止に取り組む姿勢が重要であり、継続的な取組が求められる。
			保育施設課	日頃の指定管理者の業務の状況の把握や定期的な指定管理者モニタリングを通じて、ハラスメントを含めた労務上の課題の把握に努め、必要に応じて、現場に赴いての指導を行っている。	B	○	○	○	○	○	○		令和8年度からは新たな指定管理者となるが、もし、指定管理者が交代となった場合には、信頼関係の醸成やハラスメント防止に向けたアプローチに従前以上に意を用いる必要がある。指定管理者が変わらなかった場合でも、引き続き、ハラスメント防止に向けた取組は不断のものとして継続する必要がある。
			学校教育課	会計年度任用職員に対して、教職員事故防止の観点からハラスメントについての研修を実施した。また、人権についての研修内でもハラスメントについても触れ、ハラスメント防止に向け、啓発をした。	B	○			○		○		今後もハラスメントについての最新の情報を得るとともに、研修等で周知していく。

基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援

方針2 職場環境の整備促進

指標

No.	項目名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)	担当課
7	市男性職員における育児休業 取得率の割合	27.3%	25.0%	38.1%	37.5%	66.7%	50.0%	40.0%	職員課

※1【実施状況評価】

- A：事業を実施し、大きな成果が得られた
B：事業を実施し、一定の成果が得られた
C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
D：事業を実施しなかった
E：その他（「令和●年度の具体的な取組」欄に内容を記載）

※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）】

- 1：固定的な性別役割分担にとられない事業内容になっているか
2：事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
（事業の対象となる人々が男性のみ、または、女性のみの場合、男女別で把握できないものであるため、斜線を引いております）
3：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
4：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
5：事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか
6：プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか
7：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか

施策4 労働相談体制の充実

No.	事業名	事業内容	担当課	令和6年度の具体的な取組	評価 ※1	配慮度評価※2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
42	相談体制の充実	職場における差別や各種ハラスメント等の労働問題の解決のため、各種相談体制の充実及び外部相談窓口の適切な運用を図ります。	職員課	ハラスメントに対する相談窓口として、メンタルヘルス相談のカウンセラー、職員課長の内部相談窓口に加え、外部の弁護士が対応する外部相談窓口を設置し、運用している。	B	○		○	○	○	○	○	メンタルヘルス相談のカウンセラーや外部の弁護士等のハラスメントに対する相談窓口について、適切な運用を図るとともに、職員への周知に努める。
			産業支援課	埼玉県労働相談センター等関係機関の案内チラシやパンフレットを窓口及び所管施設に掲示や配置を行った。	B	○			○			○	埼玉県労働相談センター等の外部相談窓口の明確化を行い、相談体制の充実を図る。

No.	事業名	事業内容	担当課	令和 6 年度の具体的な取組	評価 ※ 1	配慮度評価※ 2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
42	相談体制の充実	職場における差別や各種ハラスメント等の労働問題の解決のため、各種相談体制の充実及び外部相談窓口の適切な運用を図ります。	市民活動推進課	毎月第四金曜日のある週の火曜日に年金・保険・労働相談を実施。社会保険労務士が市民の相談に対応した。令和 6 年度の年間相談件数は 2 5 件。 また、年金・保険・労働相談は月 1 回であるため、適宜、埼玉県労働相談センターや職場所在地の厚労省総合労働相談コーナー等の外部相談機関を案内している。	B	○	○	○	○	○	○	○	今後も、適切な予約受付体制を保ちつつ、引き続き相談事業を実施し、その状況に応じ、適宜、外部相談機関を案内していく。

基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援

方針3 政策・方針決定の場への女性の参画推進

指標

No.	項目名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)	担当課
8	市の審議会等における女性比率	37.0%	34.9%	31.9%	30.5%	30.6%	32.3%	50.0%	企画人権課

※1【実施状況評価】

- A：事業を実施し、大きな成果が得られた
B：事業を実施し、一定の成果が得られた
C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
D：事業を実施しなかった
E：その他（「令和●年度の具体的な取組」欄に内容を記載）

※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）】

- 1：固定的な性別役割分担にとられない事業内容になっているか
2：事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
（事業の対象となる人々が男性のみ、または、女性の場合、男女別で把握できないものであるため、斜線を引いております）
3：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
4：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
5：事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか
6：プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか
7：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか

施策1 ポジティブ・アクション(積極的に格差を是正する措置)の推進

No.	事業名	事業内容	担当課	令和6年度の具体的な取組	評価 ※1	配慮度評価※2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
43	方針決定の場への女性の参画促進	役員等への女性登用を進めるため、ポジティブ・アクション（積極的に格差を是正する措置）に関する情報を幅広く提供します。	企画人権課	ポジティブ・アクションに関してホームページに掲載し、周知を図った。	B	○			○	○	○	○	引き続き、ポジティブ・アクションに関する情報の提供を行っていく。
44	市の女性職員の管理職への登用	市政運営において男女共同参画を推進するため、市の女性職員の管理職への登用を促進します。また、研修等を充実させ、人材育成を推進します。	職員課	主査級以上の女性職員の登用を積極的に行ったことにより、主査級以上の女性職員の割合が前年度よりも約1%増加した。	B	○			○		○	○	引き続き性別を限定せず昇任試験等を受験しやすい制度、周知方法を検討する。

No.	事業名	事業内容	担当課	令和 6 年度の具体的な取組	評価 ※ 1	配慮度評価※ 2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
45	企業における女性の参画拡大	女性活躍の裾野を広げるため、一般事業主行動計画の策定に向けて、新たに義務付けられる企業等が行うポジティブ・アクション等の取組内容について、あらゆる機会を通じて事業主に対して周知し、円滑な施行を図ります。	産業支援課	関係機関から送付されたチラシやパンフレット等を窓口及び所管施設へ配置を行った。	C	○			○			○	一般事業主行動計画の策定・変更の仕組み」の改正を盛り込んだ改正次世代育成支援対策推進法施行規則が令和7年4月に適用となることから、制度についてさらに周知を図る。
46	職場環境改善の推進	市が行う総合評価方式の競争入札において、女性活躍推進法に基づく認定を受けた事業主を対象に加点評価することにより、事業所等における男女共同参画を推進します。	財政課	令和6年10月に和光市総合評価方式ガイドラインの改定を行い、引き続き「多様な働き方実践企業」の認定を受けた事業主を加点評価することとした。 令和6年11月に本評価項目を入れた総合評価方式競争入札を1件実施した。	B						○		本事業により、建設業者の「多様な働き方実践企業」の認定取得を促し、男女共同参画を推進していく。
47	地域における女性の参画拡大	自治会、地域に根差した組織・団体における政策・方針決定過程の場への女性の参画拡大を図ります。	市民活動推進課	自治会やコミュニティ協議会等における会議等は、女性も参加しやすい開催時間・場所、開催方法等に配慮し、女性の参画を促した。	B	○	○	○	○	○	○	○	引き続き、女性も参加しやすい開催時間、開催場所、開催方法等に配慮し、女性の参画拡大を図る。

基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援

方針3 政策・方針決定の場への女性の参画推進

指標

No.	項目名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)	担当課
8	市の審議会等における女性比率	37.0%	34.9%	31.9%	30.5%	30.6%	32.3%	50.0%	企画人権課

※1【実施状況評価】
A：事業を実施し、大きな成果が得られた
B：事業を実施し、一定の成果が得られた
C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
D：事業を実施しなかった
E：その他（「令和●年度の具体的な取組」欄に内容を記載）

※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）】
1：固定的な性別役割分担にとられない事業内容になっているか
2：事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
（事業の対象となる人々が男性のみ、または、女性の場合、男女別で把握できないものであるため、斜線を引いております）
3：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
4：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
5：事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか
6：プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか
7：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか

施策2 審議会等への女性の登用促進【重点項目】

No.	事業名	事業内容	担当課	令和6年度の具体的な取組	評価 ※1	配慮度評価※2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
48	審議会等委員の男女均等の促進	審議会等委員に女性を積極的に登用するための取組を推進し、女性比率の現状を改善して、女性委員のいない審議会等を解消します。	企画人権課	委員会及び審議会等委員選考・選出にあたり、男女比率の均衡に配慮する旨を庁内連絡会議で関係課へ要請した。	B	○	○		○	○	○		改選の際に、関係課へ男女比率の均衡に努めるよう今後も要請していく。

基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援

方針3 政策・方針決定の場への女性の参画推進

指標

No.	項目名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)	担当課
8	市の審議会等における女性比率	37.0%	34.9%	31.9%	30.5%	30.6%	32.3%	50.0%	企画人権課

※1【実施状況評価】

- A：事業を実施し、大きな成果が得られた
B：事業を実施し、一定の成果が得られた
C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
D：事業を実施しなかった
E：その他（「令和●年度の具体的な取組」欄に内容を記載）

※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）】

- 1：固定的な性別役割分担にとられない事業内容になっているか
2：事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
（事業の対象となる人々が男性のみ、または、女性の場合、男女別で把握できないものであるため、斜線を引いております）
3：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
4：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすい配慮がされているか
5：事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか
6：プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか
7：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか

施策3 政治への参画意識の高揚

No.	事業名	事業内容	担当課	令和6年度の具体的な取組	評価 ※1	配慮度評価※2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
49	若者に対する啓発	18歳選挙権に合わせた啓発事業や将来の有権者に向けた若年層への選挙啓発を行い、関心を高める取組を行います。	選挙管理委員会事務局	・二十歳を祝う会において、参加者への啓発品の配布 ・明るい選挙啓発ポスターコンクールの周知	B	○			○	○	○	○	継続的な取り組みによる成果が出ており、令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙においても若年層の投票率は全国平均を上回った。 継続的に行っていた市民まつりでの啓発活動は、急な解散による衆議院議員総選挙のため、令和6年度における活動は見送った。 ポスターコンクールについては、引き続き周知を行う。
50	市議会における取組の推進	女性や幅広い層が議員として参画し、活躍しやすい環境整備を行います。	議事課	議員の成り手不足解消や女性議員数の向上のため、現在HPで公開している議員名簿における住所・連絡先の公開は個人の判断とすることを議会運営委員会で決定し、変更した。	B	○	○	○	○	○	○	○	研修等、啓発的事业への参加に努める。また、全国市議会議長会の動向を注視し、性別を問わず幅広い層の人々が活躍しやすい環境整備に努める。

基本目標4 男女共同参画の推進体制強化と地域環境整備

方針1 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

指標

No.	項目名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)	担当課
9	和光市BOSAIまちづくり伝道師認定者数	38人	38人	38人	38人	63人	72人	100人	危機管理室

※1【実施状況評価】

- A：事業を実施し、大きな成果が得られた
B：事業を実施し、一定の成果が得られた
C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
D：事業を実施しなかった
E：その他（「令和●年度の具体的な取組」欄に内容を記載）

※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）】

- 1：固定的な性別役割分担にとられない事業内容になっているか
2：事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
（事業の対象となる人々が男性のみ、または、女性の場合、男女別で把握できないものであるため、斜線を引いております）
3：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
4：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
5：事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか
6：プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか
7：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか

施策1 防災分野における女性の参画拡大

No.	事業名	事業内容	担当課	令和6年度の具体的な取組	評価 ※1	配慮度評価※2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
51	防災対策における女性の参画拡大の促進	男女双方の意見を幅広く取り入れるため、防災会議等における女性委員の参画拡大を図ります。	危機管理室	いわゆる「充て職」以外の委員については選出機関等に対して可能な範囲で女性を推薦するように依頼する。 R6年度中は、充て職の委員については異動がなかったため、現任者が継続した。	B	○							R7.4.1以降の推薦依頼の際には、引き続き、委員の推薦母体となる組織に女性の参画機会の拡大について理解を求めていく。

No.	事業名	事業内容	担当課	令和 6 年度の具体的な取組	評価 ※ 1	配慮度評価※ 2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
52	自主防災組織等における女性の参画の促進	自主防災組織や避難所運営等における女性の参画を促進し、多様な世代・立場の女性の意見が適正に反映される機会や仕組み作りに努めるとともに、女性リーダーの育成を図ります。	危機管理室	・和光市政おとどけ講座「イツモ防災」の開催 内容：自主防災組織、自治会等の要望により、地域・家庭での防災対策防災対策を講義。 ・和光市BOUSAIまちづくり伝道師養成講座による、防災スペシャリストの育成。（全 5 回開催） 内容：地域防災を推進する人材育成（HUG・避難所運営等）。第 5 回目の講座では「女性目線の避難所生活講座」を実施。男女対等に避難所運営へ加わることの重要性を周知した。	B	○	○	○		○	○	○	両講座共に、働く女性・男性、子育て世代の女性・男性の受講者が増えるように、広報やHP等で防災に関心が高まるような周知方法の工夫等を図っていく。また、会場にいかずとも受講できるようにオンラインや動画配信等を検討していく。

基本目標4 男女共同参画の推進体制強化と地域環境整備

方針1 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

指標

No.	項目名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)	担当課
9	和光市BOSAIまちづくり伝道師認定者数	38人	38人	38人	38人	63人	72人	100人	危機管理室

※1【実施状況評価】
A：事業を実施し、大きな成果が得られた
B：事業を実施し、一定の成果が得られた
C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
D：事業を実施しなかった
E：その他（「令和●年度の具体的な取組」欄に内容を記載）

※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）】
1：固定的な性別役割分担にとられない事業内容になっているか
2：事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
（事業の対象となる人々が男性のみ、または、女性の場合、男女別で把握できないものであるため、斜線を引いております）
3：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
4：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすい配慮がされているか
5：事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか
6：プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか
7：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか

施策2 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進

No.	事業名	事業内容	担当課	令和6年度の具体的な取組	評価 ※1	配慮度評価※2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
53	女性の視点を取り入れた防災対策の推進	市が作成する地域防災計画や避難所運営マニュアル等に男女共同参画の視点を取り入れて作成し、市民や自治会等へ周知・啓発を図ります。	危機管理室	令和6年度地域防災訓練にて、女性が積極的に避難所のリーダー・サブリーダーに従事するよう呼びかけた。また、避難所設営後は、女性のプライバシー確保のため、一部避難所でパーティションの組立方法を周知した。	B	○		○	○	○		○	避難所における女性の視点（着替え、助産婦、トイレ）は、特に重要な視点であり、市民や自治体の意見を聴き、今後も引き続き対応していく。

基本目標4 男女共同参画の推進体制強化と地域環境整備

方針2 地域における男女共同参画の推進

指標

No.	項目名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)	担当課
10	家庭生活において、地域行事を〔共同して分担〕している市民の割合	26.8%	—	—	—	—	21.5%	50.0%	市民意識調査

※1【実施状況評価】
A：事業を実施し、大きな成果が得られた
B：事業を実施し、一定の成果が得られた
C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
D：事業を実施しなかった
E：その他（「令和●年度の具体的な取組」欄に内容を記載）

※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）】
1：固定的な性別役割分担にとられない事業内容になっているか
2：事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
（事業の対象となる人々が男性のみ、または、女性の場合、男女別で把握できないものであるため、斜線を引いております）
3：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
4：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
5：事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか
6：プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか
7：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか

施策1 地域・社会活動への参画促進

No.	事業名	事業内容	担当課	令和6年度の具体的な取組	評価 ※1	配慮度評価※2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
54	地域における活動の支援	自治会、地区社会福祉協議会、市民活動団体等において、男女が共に参画するために、女性が関わりやすい制度や組織作りに取り組み、地域・社会活動の支援を行います。	市民活動推進課	各団体等に対し、会議等の開催時間・場所・開催方法等に配慮し、女性の参加も促すよう啓発を行った。	B	○	○	○	○	○	○	○	誰もが地域活動に参画し、活動しやすい制度や組織となるよう、引き続き支援していく。
			地域共生推進課	令和6年度には市内全小学校区において、地区社協が設立し、市内9か所ある地区社会福祉協議会の活動を支援し、必要な情報提供等を行っている。	A	○	○	○	○	○	○	○	継続維持

基本目標4 男女共同参画の推進体制強化と地域環境整備

方針2 地域における男女共同参画の推進

指標

No.	項目名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)	担当課
10	家庭生活において、地域行事を〔共同して分担〕している市民の割合	26.8%	—	—	—	—	21.5%	50.0%	市民意識調査

※1【実施状況評価】

- A：事業を実施し、大きな成果が得られた
B：事業を実施し、一定の成果が得られた
C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
D：事業を実施しなかった
E：その他（「令和●年度の具体的な取組」欄に内容を記載）

※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）】

- 1：固定的な性別役割分担にとられない事業内容になっているか
2：事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
（事業の対象となる人々が男性のみ、または、女性の場合、男女別で把握できないものであるため、斜線を引いております）
3：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
4：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
5：事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか
6：プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか
7：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか

施策2 地域における様々な子育て支援サービスの充実

No.	事業名	事業内容	担当課	令和6年度の具体的な取組	評価 ※1	配慮度評価※2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
55	子育て支援に関する情報提供の充実	子育てガイドブックや市のホームページの他、母子保健事業や子ども・子育て支援事業等の機会を活用し、子育て支援に関する様々な情報提供を行います。	ネウボラ課	子育てガイドブックや各事業ごとのチラシを作成し、各子育て世代包括支援センターや、保健センター、子ども家庭総合支援拠点、小児科等の医療機関に配布している。また母子健康手帳の配布の際に、子育てガイドを活用し子育て支援の施策の説明を行っている。	B	○	○	○	○	○	○	○	引き続き、現在の体制を維持していく
56	保育・子育て支援サービスの充実	安心して働きながら子育てができるよう保育所等の整備を継続して行うとともに、多様な保育ニーズに応えるため、安心して子育てできる環境を整備します。	保育サポート課	令和7年4月入所申請についても前年度に引き続き、出産後に職場に復帰する保護者への支援として保育所入所予約制度による募集を4園で行った。市民からの要望を反映し、4月の2次募集では入所予約制度の対象児童の範囲を拡大した。選考により8名が入所予約制度により入所することが決定した。	B	○		○	○	○	○		今後も多様な保育ニーズに応えるため、ニーズ調査等による現状分析や必要なサービス量の把握に努め、申請数や地域の実情を踏まえ、保育所入所予約制度の拡充等を検討していく。

No.	事業名	事業内容	担当課	令和 6 年度の具体的な取組	評価 ※ 1	配慮度評価※ 2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
56	保育・子育て支援サービスの充実	安心して働きながら子育てができるよう保育所等の整備を継続して行うとともに、多様な保育ニーズに応えるため、安心して子育てできる環境を整備します。	保育施設課	和光駅前クリニックの3階に病児病後児保育室の整備を行った。	B	○	○	○	○	○	○	○	保育提供量は一定程度充足されたことから、今後は保育の質の向上や多様な児童の受け入れなど、ソフト面での対応が重要となる。
			ネウボラ課	ファミリーサポートセンター事業や産前産後サポート事業、緊急サポート事業など、子育て支援サービスを整備するとともに、地域子育て支援拠点事業やホームスタート等訪問型ボランティア事業等により、安心して子育てできる環境を整備している。	B	○	○	○	○	○	○	○	引き続き、現在の体制を維持していく
			生涯学習課	一部、保育付きで講座を開催し、子育て中の親も気軽に参加できるようにした。加えて、親子で安心して参加できる講座も開催した。 令和3年度より、児童が放課後等を安全に過ごす居場所である「わこうっこクラブ」の運営に指定管理者制度を導入。従来のボランティアによる運営から事業者による運営となったことから、長期休暇中の開設時間を従来の「9時～12時」から「9時～17時」に拡大する等、多様な保育ニーズに応えられるようになった。 学校の長期休暇期間中に、公民館の空き部屋を活用し、小中学生向けの自習室開放事業を行った。子どもの居場所づくりの目的もあり、子育て環境の整備に寄与する事業となった。	A	○		○	○	○		○	今後も保育付き講座や親子で一緒に参加できる講座を開催していく。 多様な保育ニーズに応えるため、事業者による運営を継続する。

[illegible]

基本目標4 男女共同参画の推進体制強化と地域環境整備

方針2 地域における男女共同参画の推進

指標

No.	項目名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)	担当課
10	家庭生活において、地域行事を〔共同して分担〕している市民の割合	26.8%	—	—	—	—	21.5%	50.0%	市民意識調査

※1【実施状況評価】
A：事業を実施し、大きな成果が得られた
B：事業を実施し、一定の成果が得られた
C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
D：事業を実施しなかった
E：その他（「令和●年度の具体的な取組」欄に内容を記載）

※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）】
1：固定的な性別役割分担にとられない事業内容になっているか
2：事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
（事業の対象となる人々が男性のみ、または、女性の場合、男女別で把握できないものであるため、斜線を引いております）
3：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
4：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
5：事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか
6：プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか
7：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか

施策3 ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり

No.	事業名	事業内容	担当課	令和6年度の具体的な取組	評価 ※1	配慮度評価※2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
58	情報提供体制の充実	市のホームページや広報等でひとり親家庭支援制度の周知を図るとともに、ひとり親や離婚検討中の市民に対し、就労や生活、経済的な支援等の制度について周知を図ります。	ネウボラ課	市のホームページ・広報・ひとり親家庭のしおり等を活用し、ひとり親や離婚検討中の市民に対し、就労支援制度や学費援助制度を中心に周知を行っている。奇数月には児童扶養手当支給通知にあすなろ通信を同封し、就労支援制度やフードパントリーの案内等の情報を提供している。	B	○	○	○	○	○	○	○	引き続き、現在の体制を維持していく
			保育サポート課	市のホームページや保育所等の利用案内において、利用者負担額（保育料）の減免制度について掲載し、ひとり親家庭等に対する支援制度の周知を図った。	B	○		○	○	○	○		今後も引き続き、ホームページ等を通して保育所等における、ひとり親家庭に対する支援制度の周知に努めていく。

No.	事業名	事業内容	担当課	令和 6 年度の具体的な取組	評価 ※ 1	配慮度評価※ 2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
59	相談体制の充実	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに応じて、必要なサービスにつなげるとともに継続的に相談支援を行います。	ネウボラ課	母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭や離婚検討中の市民の相談に対して、就労支援制度や学費援助制度を中心に、きめ細やかな案内や説明を行っている。また、児童扶養手当受給者は 8 月の現況届を継続的な面談の機会と捉え、生活の課題について聞き取りを行い、適宜必要な案内を行っている。	B	○	○	○	○	○	○	○	引き続き、現在の体制を維持していく
60	学習支援や進路選択に関する支援の充実	家庭の経済状況等によって、子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないよう、学習支援や進路選択に関する相談等の支援を行います。	学校教育課	主に生活保護を受給している家庭を対象としたアスナル教室での学習支援、学校での進路指導、相談を実施した。	B	○					○	○	必要としている家庭にアスナル教室による支援が実施できるよう、地域共生推進課や学校と連携をし、引き続き推進を図っていく。
			地域共生推進課	家庭の経済状況等によって、子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないよう、生活困窮者自立支援の一環として、学習支援教室「アスナル教室」を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援を行っている。	A	○	○	○	○	○	○	○	継続維持

基本目標4 男女共同参画の推進体制強化と地域環境整備

方針2 地域における男女共同参画の推進

指標

No.	項目名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)	担当課
10	家庭生活において、地域行事を「共同して分担」している市民の割合	26.8%	—	—	—	—	21.5%	50.0%	市民意識調査

※1【実施状況評価】
A：事業を実施し、大きな成果が得られた
B：事業を実施し、一定の成果が得られた
C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
D：事業を実施しなかった
E：その他（「令和●年度の具体的な取組」欄に内容を記載）

※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）】
1：固定的な性別役割分担にとられない事業内容になっているか
2：事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
（事業の対象となる人々が男性のみ、または、女性の場合、男女別で把握できないものであるため、斜線を引いております）
3：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
4：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
5：事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか
6：プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか
7：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか

施策4 高齢者・介護・障害者等が安心して暮らせる環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課	令和6年度の具体的な取組	評価 ※1	配慮度評価※2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
61	相談・情報提供・支援サービス体制の充実	生活全般に関わる様々な問題についての相談や、保険・医療・介護・福祉サービスの利用援助、情報提供等を行う総合的な相談・情報提供体制を整備し、高齢者や障害者の地域での生活を援助します。	長寿あんしん課	高齢者については、介護保険制度における包括的・継続的ケアマネジメントの中で地域包括支援センターが包括的に相談やサービスの調整を行っている。 令和5年度に立ち上げた高齢者版ファミリーサポート事業により、介護保険制度の中では対応できない軽微な困りごとへも対応可能となった。	B	○		○	○	○			複合的な課題のある高齢者については、引き続き関係機関と連携を図りながら対応していく。
			障害福祉課	他部署、他機関と連携しながら、相談者にとって適切な情報提供及び相談援助を行えるように努めた。	B	○	○	○	○	○	○		今後も継続して、他機関連携しながら、迅速かつ丁寧な市民対応を行う。

基本目標4 男女共同参画の推進体制強化と地域環境整備

方針2 地域における男女共同参画の推進

指標

No.	項目名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)	担当課
10	家庭生活において、地域行事を〔共同して分担〕している市民の割合	26.8%	—	—	—	—	21.5%	50.0%	市民意識調査

※1【実施状況評価】
A：事業を実施し、大きな成果が得られた
B：事業を実施し、一定の成果が得られた
C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
D：事業を実施しなかった
E：その他（「令和●年度の具体的な取組」欄に内容を記載）

※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）】
1：固定的な性別役割分担にとられない事業内容になっているか
2：事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
（事業の対象となる人々が男性のみ、または、女性の場合、男女別で把握できないものであるため、斜線を引いております）
3：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
4：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
5：事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか
6：プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか
7：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか

施策5 多言語に対応した生活環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課	令和6年度の具体的な取組	評価 ※1	配慮度評価※2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
62	外国語による情報提供等の行政サービスの充実	外国人が安心して暮らせる環境の整備として、日常生活において必要な情報を、やさしい日本語や外国語で表記し、誰もが行政サービスを受けられる体制づくりを整備します。	企画人権課	和光市国際化推進計画に基づき、ホームページや窓口で多言語・やさしい日本語での情報提供をしている。 庁内各課所等へ、やさしい日本語の活用について取り組みを呼びかけている。	B	○		○	○	○	○	○	今後も継続してホームページ等でのやさしい日本語や多言語での情報発信に努め、誰もが行政サービスを受けられる体制づくりを整備する。

基本目標4 男女共同参画の推進体制強化と地域環境整備

方針3 男女共同参画の推進体制の整備・強化

指標

No.	項目名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)	担当課
11	和光市男女共同参画推進条例を「知っている」人の割合	36.1%	—	—	—	—	31.5%	70.0%	市民意識調査

※1【実施状況評価】
A：事業を実施し、大きな成果が得られた
B：事業を実施し、一定の成果が得られた
C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
D：事業を実施しなかった
E：その他（「令和●年度の具体的な取組」欄に内容を記載）

※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）】
1：固定的な性別役割分担にとられない事業内容になっているか
2：事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
（事業の対象となる人々が男性のみ、または、女性の場合、男女別で把握できないものであるため、斜線を引いております）
3：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
4：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
5：事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか
6：プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか
7：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか

施策1 男女共同参画行政の推進【重点項目】

No.	事業名	事業内容	担当課	令和6年度の具体的な取組	評価 ※1	配慮度評価※2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
63	和光市男女共同参画推進条例についての周知	パネル展の開催等において、和光市男女共同参画推進条例の周知に努めます。また権利が侵害された場合の相談窓口、救済機関等について、周知を行います。	企画人権課	6月23日から6月29日までの男女共同参画週間に市役所庁舎1階ロビーにおいて「"わたしの"防災対策」をテーマにしたパネル展を開催した際に条例の周知を行った。また、市内小学校3年生を対象に「男女共同参画推進条例パンフレット」を配布した。併せて、同条例や相談窓口についてホームページで周知を行った。	B	○		○	○	○	○	○	引き続き、パンフレットやホームページを活用して、周知を行う。

基本目標4 男女共同参画の推進体制強化と地域環境整備

方針3 男女共同参画の推進体制の整備・強化

指標

No.	項目名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値 (令和12年度)	担当課
11	和光市男女共同参画推進条例を「知っている」人の割合	36.1%	—	—	—	—	31.5%	70.0%	市民意識調査

※1【実施状況評価】
A：事業を実施し、大きな成果が得られた
B：事業を実施し、一定の成果が得られた
C：事業を実施したが、成果があまり得られず、改善が必要
D：事業を実施しなかった
E：その他（「令和●年度の具体的な取組」欄に内容を記載）

※2【配慮度評価（該当する項目に「○」をつける。）】
1：固定的な性別役割分担にとられない事業内容になっているか
2：事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか
（事業の対象となる人々が男性のみ、または、女性の場合、男女別で把握できないものであるため、斜線を引いております）
3：事業の企画、立案、実施にあたり、女性、男性双方の意見が盛り込まれているか
4：事業実施にあたり、男女双方（働く女性・男性、子育てや介護中の男性・女性など）にとって参加・利用しやすいよう配慮がされているか
5：事業の成果が女性、男性それぞれに寄与したか
6：プランに掲げる基本目標の実現に貢献したか
7：男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行ったか

施策2 庁内における男女共同参画推進体制の強化

No.	事業名	事業内容	担当課	令和6年度の具体的な取組	評価 ※1	配慮度評価※2							課題・今後の方向性
						1	2	3	4	5	6	7	
64	庁内連絡会議を通じた相互の連絡調整及び総合的な施策の推進	男女共同参画庁内連絡会議を通じて、各課所等との連携を図り、全庁的に男女共同参画推進体制を強化します。	企画人権課	庁内連絡会議を2回開催し、プランの事業の実施状況に対する男女共同参画推進審議会からの答申内容について関係課へ周知、また、令和6年度は男女共同参画わこうプランの中間見直しについての議論をし、全庁的な男女共同参画の推進に努めている。	B	○				○	○		各課所等との連携を図り、男女共同参画推進体制の強化を図る。